

＜修正案＞  
帯広市地域防災計画  
（一般災害編）  
新旧対照表

令和 5 年（2023 年） 2 月

帯広市防災会議

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和4年4月) 目 次 (略)	修 正 案 (令和5年2月) 目 次 (略)	備 考
	第2章 帯広市の概況	第2章 帯広市の概況	頁番号の修正
	第1節 自然条件 ..... 9	第1節 自然条件 ..... 9	
	1 位置 ..... 9	1 位置 ..... 9	
	2 地勢 ..... 9	2 地勢 ..... 9	
	3 気象 ..... 9	3 気象 ..... 9	
	第2節 災害の概況 ..... <u>10</u>	第2節 災害の概況 ..... <u>11</u>	
	1 主要災害記録 ..... <u>10</u>	1 主要災害記録 ..... <u>11</u>	
	第3節 被害想定 ..... <u>16</u>	第3節 被害想定 ..... <u>18</u>	
	第3章 防災組織	第3章 防災組織	
	第1節 組織計画 ..... <u>17</u>	第1節 組織計画 ..... <u>20</u>	
	1 帯広市防災会議 ..... <u>17</u>	1 帯広市防災会議 ..... <u>20</u>	
	2 帯広市災害対策本部 ..... <u>18</u>	2 帯広市災害対策本部 ..... <u>21</u>	
	3 その他の対策本部 ..... <u>18</u>	3 その他の対策本部 ..... <u>21</u>	
	第2節 非常配備態勢 ..... <u>21</u>	第2節 非常配備態勢 ..... <u>24</u>	
	1 非常配備態勢の種類と基準 ..... <u>21</u>	1 非常配備態勢の種類と基準 ..... <u>24</u>	
	2 配備態勢確立の報告 ..... <u>25</u>	2 配備態勢確立の報告 ..... <u>28</u>	
	3 非常配備態勢の解除 ..... <u>25</u>	3 非常配備態勢の解除 ..... <u>28</u>	
	4 本部を設置しない場合の準用 ..... <u>25</u>	4 本部を設置しない場合の準用 ..... <u>28</u>	
	5 職員の動員計画 ..... <u>25</u>	5 職員の動員計画 ..... <u>28</u>	
	6 標識 ..... <u>26</u>	6 標識 ..... <u>29</u>	
	第3節 帯広市災害対策本部 ..... <u>29</u>	第3節 帯広市災害対策本部 ..... <u>32</u>	
	1 本部の設置基準 ..... <u>29</u>	1 本部の設置基準 ..... <u>32</u>	
	2 本部設置の周知 ..... <u>29</u>	2 本部設置の周知 ..... <u>32</u>	
	3 本部設置場所 ..... <u>29</u>	3 本部設置場所 ..... <u>32</u>	
	4 現地本部の設置 ..... <u>29</u>	4 現地本部の設置 ..... <u>32</u>	
	5 本部の廃止 ..... <u>29</u>	5 本部の廃止 ..... <u>32</u>	
	6 本部の組織及び所掌事務 ..... <u>30</u>	6 本部の組織及び所掌事務 ..... <u>33</u>	
	7 本部の運営 ..... <u>30</u>	7 本部の運営 ..... <u>33</u>	
	8 市長の職務の代理 ..... <u>31</u>	8 市長の職務の代理 ..... <u>34</u>	
	第4節 気象業務に関する計画 ..... <u>42</u>	第4節 気象業務に関する計画 ..... <u>45</u>	
	1 気象業務組織 ..... <u>42</u>	1 気象業務組織 ..... <u>45</u>	
	2 気象等に関する特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報及び火災気象通報 ..... <u>43</u>	2 気象等に関する特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報及び火災気象通報 ..... <u>46</u>	
	3 異常現象を発見した者の措置等 ..... <u>49</u>	3 異常現象を発見した者の措置等 ..... <u>52</u>	
	第4章 災害予防計画	第4章 災害予防計画	
	第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画 ..... <u>51</u>	第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画 ..... <u>54</u>	
	1 実施責任者 ..... <u>51</u>	1 実施責任者 ..... <u>54</u>	
	2 配慮すべき事項 ..... <u>51</u>	2 配慮すべき事項 ..... <u>54</u>	
	3 普及・啓発及び教育の方法 ..... <u>51</u>	3 普及・啓発及び教育の方法 ..... <u>54</u>	
	4 普及・啓発及び教育を要する事項 ..... <u>51</u>	4 普及・啓発及び教育を要する事項 ..... <u>54</u>	
	5 学校教育関係機関における防災思想・知識の普及・啓発及び教育の推進 ..... <u>52</u>	5 学校教育関係機関における防災思想・知識の普及・啓発及び教育の推進 ..... <u>55</u>	

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和4年4月)	修 正 案 (令和5年2月)	備 考
	6 普及・啓発の時期 ..... <u>5.2</u>	6 普及・啓発の時期 ..... <u>5.5</u>	頁番号の修正
第2節	自主防災組織の育成等に関する計画 ..... <u>5.3</u>	自主防災組織の育成等に関する計画 ..... <u>5.6</u>	
1	地域住民による自主防災組織 ..... <u>5.3</u>	地域住民による自主防災組織 ..... <u>5.6</u>	
2	事業所等の防災組織 ..... <u>5.3</u>	事業所等の防災組織 ..... <u>5.6</u>	
3	自主防災組織の編成 ..... <u>5.3</u>	自主防災組織の編成 ..... <u>5.6</u>	
4	組織の活動 ..... <u>5.3</u>	組織の活動 ..... <u>5.6</u>	
5	防災資機材等の整備 ..... <u>5.5</u>	防災資機材等の整備 ..... <u>5.8</u>	
6	自主防災組織の育成支援 ..... <u>5.5</u>	自主防災組織の育成支援 ..... <u>5.8</u>	
第3節	防災訓練計画 ..... <u>5.7</u>	防災訓練計画 ..... <u>6.0</u>	
1	訓練実施機関 ..... <u>5.7</u>	訓練実施機関 ..... <u>6.0</u>	
2	訓練の種別 ..... <u>5.7</u>	訓練の種別 ..... <u>6.0</u>	
3	市及び防災会議が実施する訓練 ..... <u>5.7</u>	市及び防災会議が実施する訓練 ..... <u>6.0</u>	
4	民間団体等との連携 ..... <u>5.8</u>	民間団体等との連携 ..... <u>6.1</u>	
第4節	災害時要援護者対策計画 ..... <u>5.9</u>	災害時要援護者対策計画 ..... <u>6.2</u>	
1	安全対策 ..... <u>5.9</u>	安全対策 ..... <u>6.2</u>	
2	援助活動 ..... <u>6.1</u>	援助活動 ..... <u>6.4</u>	
3	外国人への支援対策 ..... <u>6.1</u>	外国人への支援対策 ..... <u>6.4</u>	
第5節	食料等の調達・確保及び防災資機材の整備に関する計画 ..... <u>6.3</u>	食料等の調達・確保及び防災資機材の整備に関する計画 ..... <u>6.6</u>	
1	食料等の確保 ..... <u>6.3</u>	食料等の確保 ..... <u>6.6</u>	
2	備蓄倉庫及び分散備蓄の状況 ..... <u>6.3</u>	備蓄倉庫及び分散備蓄の状況 ..... <u>6.6</u>	
3	企業・業界団体との優先供給協定等の締結 ..... <u>6.4</u>	企業・業界団体との優先供給協定等の締結 ..... <u>6.7</u>	
第6節	避難体制整備計画 ..... <u>6.5</u>	避難体制整備計画 ..... <u>6.9</u>	
1	避難誘導体制の構築 ..... <u>6.5</u>	避難誘導体制の構築 ..... <u>6.9</u>	
2	避難場所・避難所等の確保 ..... <u>6.5</u>	避難場所・避難所等の確保 ..... <u>6.9</u>	
3	避難場所・避難所等の住民への周知 ..... <u>6.7</u>	避難場所・避難所等の住民への周知 ..... <u>7.1</u>	
4	避難計画の策定等 ..... <u>6.7</u>	避難計画の策定等 ..... <u>7.1</u>	
5	被災者の把握 ..... <u>6.8-1</u>	被災者の把握 ..... <u>7.2</u>	
6	防災上重要な施設の管理等 ..... <u>6.8-1</u>	防災上重要な施設の管理等 ..... <u>7.2</u>	
7	施設の整備計画 ..... <u>6.8-2</u>	施設の整備計画 ..... <u>7.3</u>	
第7節	相互応援体制整備計画 ..... <u>6.9</u>	相互応援体制整備計画 ..... <u>7.5</u>	
1	基本的な考え方 ..... <u>6.9</u>	基本的な考え方 ..... <u>7.5</u>	
2	相互応援体制の整備 ..... <u>6.9</u>	相互応援体制の整備 ..... <u>7.5</u>	
第8節	情報収集・伝達体制整備計画 ..... <u>7.1</u>	情報収集・伝達体制整備計画 ..... <u>7.7</u>	
1	防災会議構成機関 ..... <u>7.1</u>	防災会議構成機関 ..... <u>7.7</u>	
2	市及び防災関係機関 ..... <u>7.1</u>	市及び防災関係機関 ..... <u>7.7</u>	
第9節	建築物災害予防計画 ..... <u>7.3</u>	建築物災害予防計画 ..... <u>7.9</u>	
1	建築物防災の現状 ..... <u>7.3</u>	建築物防災の現状 ..... <u>7.9</u>	
2	予防対策 ..... <u>7.3</u>	予防対策 ..... <u>7.9</u>	
3	がけ地に近接する建築物の防災対策 ..... <u>7.3</u>	がけ地に近接する建築物の防災対策 ..... <u>7.9</u>	
第10節	消防計画 ..... <u>7.5</u>	消防計画 ..... <u>8.1</u>	
1	組織計画 ..... <u>7.5</u>	組織計画 ..... <u>8.1</u>	
2	消防力整備計画 ..... <u>7.5</u>	消防力整備計画 ..... <u>8.1</u>	
3	調査計画 ..... <u>7.5</u>	調査計画 ..... <u>8.1</u>	
4	火災予防 ..... <u>7.5</u>	火災予防 ..... <u>8.1</u>	
5	警報発令伝達 ..... <u>7.6</u>	警報発令伝達 ..... <u>8.1</u>	
6	警防対策 ..... <u>7.6</u>	警防対策 ..... <u>8.1</u>	

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和4年4月)	修 正 案 (令和5年2月)	備 考
	7 消防応援出動 ..... <u>77</u>	7 消防応援出動 ..... <u>83</u>	頁番号の修正等
	8 教育訓練 ..... <u>77</u>	8 教育訓練 ..... <u>83</u>	
第11節	水害予防計画 ..... <u>83</u>	水害予防計画 ..... <u>89</u>	
	1 現況 ..... <u>83</u>	1 現況 ..... <u>89</u>	
	2 予防対策 ..... <u>83</u>	2 予防対策 ..... <u>89</u>	
	3 水防計画 ..... <u>83</u>	3 水防計画 ..... <u>89</u>	
	4 地下街等への洪水予報等の伝達 ..... <u>83</u>	4 地下街等への洪水予報等の伝達 ..... <u>89</u>	
	5 災害時要援護者が利用する施設の洪水予報等の伝達 ..... <u>84</u>	5 災害時要援護者が利用する施設の洪水予報等の伝達 ..... <u>90</u>	
第12節	風害予防計画 ..... <u>85</u>	風害予防計画 ..... <u>91</u>	
	1 予防対策 ..... <u>85</u>	1 予防対策 ..... <u>91</u>	
第13節	雪害予防計画 ..... <u>87</u>	雪害予防計画 ..... <u>93</u>	
	1 実施責任者 ..... <u>87</u>	1 実施責任者 ..... <u>93</u>	
	2 排雪 ..... <u>88</u>	2 排雪 ..... <u>94</u>	
	3 警戒体制 ..... <u>88</u>	3 警戒体制 ..... <u>94</u>	
	4 各交通機関の措置 ..... <u>88</u>	4 各交通機関の措置 ..... <u>94</u>	
第14節	融雪災害予防計画 ..... <u>93</u>	融雪災害予防計画 ..... <u>99</u>	
	1 気象情報等の把握 ..... <u>93</u>	1 気象情報等の把握 ..... <u>99</u>	
	2 河川の警戒 ..... <u>93</u>	2 河川の警戒 ..... <u>99</u>	
	3 河道内障害物の除去 ..... <u>93</u>	3 河道内障害物の除去 ..... <u>99</u>	
	4 下水道及び樋門、樋管の点検 ..... <u>93</u>	4 下水道及び樋門、樋管の点検 ..... <u>99</u>	
	5 道路の除雪等 ..... <u>93</u>	5 道路の除雪等 ..... <u>99</u>	
	6 浸水・汚水の除去 ..... <u>93</u>	6 浸水・汚水の除去 ..... <u>99</u>	
	7 水防資機材の整備点検 ..... <u>93</u>	7 水防資機材の整備点検 ..... <u>99</u>	
	8 道路の整備 ..... <u>93</u>	8 道路の整備 ..... <u>99</u>	
第15節	土砂災害予防計画 ..... <u>95</u>	土砂災害予防計画 ..... <u>101</u>	
	1 ..... <u>95</u>	1 現況 ..... <u>101</u>	
	..... <u>95</u>	2 予防対策 ..... <u>101</u>	
	..... <u>95</u>	3 土砂災害警戒情報の伝達等 ..... <u>101</u>	
	..... <u>95</u>	4 土砂災害警戒情報の伝達系統 ..... <u>102</u>	
	..... <u>95</u>	5 避難施設 ..... <u>102</u>	
第16節	積雪・寒冷対策計画 ..... <u>97</u>	積雪・寒冷対策計画 ..... <u>103</u>	
	1 積雪対策の推進 ..... <u>97</u>	1 積雪対策の推進 ..... <u>103</u>	
	2 交通の確保 ..... <u>97</u>	2 交通の確保 ..... <u>103</u>	
	3 雪に強いまちづくりの推進 ..... <u>97</u>	3 雪に強いまちづくりの推進 ..... <u>103</u>	
	4 寒冷対策の推進 ..... <u>97</u>	4 寒冷対策の推進 ..... <u>103</u>	
第5章	災害応急対策計画	災害応急対策計画	
第1節	災害情報収集・伝達計画 ..... <u>99</u>	災害情報収集・伝達計画 ..... <u>105</u>	
	1 情報及び被害状況報告の収集、連絡 ..... <u>99</u>	1 情報及び被害状況報告の収集、連絡 ..... <u>105</u>	
	2 災害等の内容及び通報の時期 ..... <u>99</u>	2 災害等の内容及び通報の時期 ..... <u>105</u>	
	3 被害状況報告 ..... <u>100</u>	3 被害状況報告 ..... <u>106</u>	
	4 予報（注意報を含む）、警報、情報等の収集伝達計画 ..... <u>101</u>	4 予報（注意報を含む）、警報、情報等の収集伝達計画 ..... <u>107</u>	
	5 災害情報等の報告収集及び伝達計画 ..... <u>103</u>	5 災害情報等の報告収集及び伝達計画 ..... <u>109</u>	
第2節	災害通信計画 ..... <u>122</u>	災害通信計画 ..... <u>129</u>	
	1 通信手段の確保等 ..... <u>122</u>	1 通信手段の確保等 ..... <u>129</u>	
	2 電話及び電報の優先利用並びに通信途絶等における措置等 ..... <u>122</u>	2 電話及び電報の優先利用並びに通信途絶等における措置等 ..... <u>129</u>	

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和4年4月)	修 正 案 (令和5年2月)	備 考
	第3節 災害広報・情報提供計画 ..... <a href="#">127</a>	第3節 災害広報・情報提供計画 ..... <a href="#">135</a>	頁番号の修正
	1 実施責任者 ..... <a href="#">127</a>	1 実施責任者 ..... <a href="#">135</a>	
	2 災害情報等の収集 ..... <a href="#">127</a>	2 災害情報等の収集 ..... <a href="#">135</a>	
	3 災害情報等の発表の方法 ..... <a href="#">127</a>	3 災害情報等の発表の方法 ..... <a href="#">135</a>	
	4 道、関係機関等に対する情報の提供 ..... <a href="#">127</a>	4 道、関係機関等に対する情報の提供 ..... <a href="#">135</a>	
	5 庁内連絡 ..... <a href="#">128</a>	5 庁内連絡 ..... <a href="#">136</a>	
	6 被災者相談所の開設 ..... <a href="#">128</a>	6 被災者相談所の開設 ..... <a href="#">136</a>	
	7 安否情報の提供 ..... <a href="#">128</a>	7 安否情報の提供 ..... <a href="#">136</a>	
	第4節 応急措置実施計画 ..... <a href="#">131</a>	第4節 応急措置実施計画 ..... <a href="#">139</a>	
	1 実施責任者 ..... <a href="#">131</a>	1 実施責任者 ..... <a href="#">139</a>	
	2 市の実施する応急措置 ..... <a href="#">131</a>	2 市の実施する応急措置 ..... <a href="#">139</a>	
	3 災害救助法適用の場合 ..... <a href="#">132</a>	3 災害救助法適用の場合 ..... <a href="#">140</a>	
	第5節 避難対策計画 ..... <a href="#">135</a>	第5節 避難対策計画 ..... <a href="#">143</a>	
	1 避難実施責任者及び措置内容 ..... <a href="#">135</a>	1 避難実施責任者及び措置内容 ..... <a href="#">143</a>	
	2 避難措置における連絡及び協力等 ..... <a href="#">136</a>	2 避難措置における連絡及び協力等 ..... <a href="#">143</a>	
	3 避難の基準と態様 ..... <a href="#">136</a>	3 避難の基準と態様 ..... <a href="#">143</a>	
	4 避難指示等の周知 ..... <a href="#">137</a>	4 避難指示等の周知 ..... <a href="#">145</a>	
	5 指示伝達事項 ..... <a href="#">137</a>	5 指示伝達事項 ..... <a href="#">145</a>	
	6 避難の方法 ..... <a href="#">138</a>	6 避難の方法 ..... <a href="#">146</a>	
	7 避難路及び避難場所等の安全確保 ..... <a href="#">138</a>	7 避難路及び避難場所等の安全確保 ..... <a href="#">147</a>	
	8 被災者の生活環境の整備 ..... <a href="#">138</a>	8 被災者の生活環境の整備 ..... <a href="#">147</a>	
	9 避難所の開設 ..... <a href="#">139</a>	9 避難所の開設 ..... <a href="#">147</a>	
	10 避難所の運営管理等 ..... <a href="#">139</a>	10 避難所の運営管理等 ..... <a href="#">147</a>	
	11 帳簿類の整備 ..... <a href="#">141</a>	11 帳簿類の整備 ..... <a href="#">149</a>	
	12 道（十勝総合振興局）に対する報告 ..... <a href="#">142</a>	12 道（十勝総合振興局）に対する報告 ..... <a href="#">150</a>	
	13 機関への連絡 ..... <a href="#">142</a>	13 機関への連絡 ..... <a href="#">150</a>	
	14 警戒区域の設定 ..... <a href="#">142</a>	14 警戒区域の設定 ..... <a href="#">151</a>	
	15 広域避難 ..... <a href="#">142-1</a>	15 広域避難 ..... <a href="#">151</a>	
	16 広域一時滞在 ..... <a href="#">142-2</a>	16 広域一時滞在 ..... <a href="#">152</a>	
	第6節 救助救出計画 ..... <a href="#">143</a>	第6節 救助救出計画 ..... <a href="#">154</a>	
	1 実施責任 ..... <a href="#">143</a>	1 実施責任 ..... <a href="#">154</a>	
	2 救助救出を必要とする場合 ..... <a href="#">143</a>	2 救助救出を必要とする場合 ..... <a href="#">154</a>	
	3 救助救出活動 ..... <a href="#">143</a>	3 救助救出活動 ..... <a href="#">154</a>	
	第7節 災害警備計画 ..... <a href="#">145</a>	第7節 災害警備計画 ..... <a href="#">156</a>	
	1 警察活動の任務 ..... <a href="#">145</a>	1 警察活動の任務 ..... <a href="#">156</a>	
	2 災害警備本部の設置 ..... <a href="#">145</a>	2 災害警備本部の設置 ..... <a href="#">156</a>	
	3 災害時の警察活動 ..... <a href="#">145</a>	3 災害時の警察活動 ..... <a href="#">156</a>	
	第8節 交通応急対策計画 ..... <a href="#">147</a>	第8節 交通応急対策計画 ..... <a href="#">158</a>	
	1 交通応急対策の実施 ..... <a href="#">147</a>	1 交通応急対策の実施 ..... <a href="#">158</a>	
	2 道路の交通規制 ..... <a href="#">148</a>	2 道路の交通規制 ..... <a href="#">159</a>	
	3 緊急輸送のための交通規制 ..... <a href="#">149</a>	3 緊急輸送のための交通規制 ..... <a href="#">160</a>	
	4 北海道緊急輸送道路ネットワーク計画 ..... <a href="#">150</a>	4 北海道緊急輸送道路ネットワーク計画 ..... <a href="#">161</a>	
	第9節 輸送計画 ..... <a href="#">153</a>	第9節 輸送計画 ..... <a href="#">164</a>	
	1 実施責任者 ..... <a href="#">153</a>	1 実施責任者 ..... <a href="#">164</a>	
	2 輸送の方法 ..... <a href="#">153</a>	2 輸送の方法 ..... <a href="#">164</a>	
	3 輸送の範囲 ..... <a href="#">154</a>	3 輸送の範囲 ..... <a href="#">165</a>	

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和4年4月)	修 正 案 (令和5年2月)	備 考
	4 費用の限度及び期間 ..... <a href="#">154</a>	4 費用の限度及び期間 ..... <a href="#">165</a>	頁番号の修正
	5 緊急輸送業務に従事する車両の表示 ..... <a href="#">154</a>	5 緊急輸送業務に従事する車両の表示 ..... <a href="#">165</a>	
	6 輸送状況の記録 ..... <a href="#">156</a>	6 輸送状況の記録 ..... <a href="#">167</a>	
	7 緊急輸送要請体制 ..... <a href="#">157</a>	7 緊急輸送要請体制 ..... <a href="#">168</a>	
第10節	食料供給計画 ..... <a href="#">159</a>	第10節 食料供給計画 ..... <a href="#">170</a>	
1	実施責任 ..... <a href="#">159</a>	1 実施責任 ..... <a href="#">170</a>	
2	食料の供給 ..... <a href="#">159</a>	2 食料の供給 ..... <a href="#">170</a>	
3	食料輸送計画 ..... <a href="#">159</a>	3 食料輸送計画 ..... <a href="#">170</a>	
4	応急供給の対象者 ..... <a href="#">159</a>	4 応急供給の対象者 ..... <a href="#">170</a>	
5	食料の備蓄及び調達 ..... <a href="#">159</a>	5 食料の備蓄及び調達 ..... <a href="#">170</a>	
6	米飯の炊き出し ..... <a href="#">159</a>	6 米飯の炊き出し ..... <a href="#">170</a>	
7	給食の実施 ..... <a href="#">160</a>	7 給食の実施 ..... <a href="#">171</a>	
8	費用の限度及び期間 ..... <a href="#">160</a>	8 費用の限度及び期間 ..... <a href="#">171</a>	
9	炊き出し給与状況の記録 ..... <a href="#">160</a>	9 炊き出し給与状況の記録 ..... <a href="#">171</a>	
第11節	給水計画 ..... <a href="#">161</a>	第11節 給水計画 ..... <a href="#">172</a>	
1	実施責任 ..... <a href="#">161</a>	1 実施責任 ..... <a href="#">172</a>	
2	給水対象者 ..... <a href="#">161</a>	2 給水対象者 ..... <a href="#">172</a>	
3	応急給水に伴う用語の定義 ..... <a href="#">161</a>	3 応急給水に伴う用語の定義 ..... <a href="#">172</a>	
4	目標応急給水量 ..... <a href="#">162</a>	4 目標応急給水量 ..... <a href="#">173</a>	
5	応急給水活動 ..... <a href="#">162</a>	5 応急給水活動 ..... <a href="#">174</a>	
6	運搬給水計画 ..... <a href="#">164</a>	6 運搬給水計画 ..... <a href="#">175</a>	
7	応援の要請 ..... <a href="#">164</a>	7 応援の要請 ..... <a href="#">175</a>	
第12節	上下水道施設対策計画 ..... <a href="#">165</a>	第12節 上下水道施設対策計画 ..... <a href="#">176</a>	
1	実施責任 ..... <a href="#">165</a>	1 実施責任 ..... <a href="#">176</a>	
2	非常態勢 ..... <a href="#">165</a>	2 非常態勢 ..... <a href="#">176</a>	
3	上水道施設 ..... <a href="#">165</a>	3 上水道施設 ..... <a href="#">176</a>	
4	下水道施設 ..... <a href="#">168</a>	4 下水道施設 ..... <a href="#">179</a>	
第13節	衣料・生活必需物資供給計画 ..... <a href="#">171</a>	第13節 衣料・生活必需物資供給計画 ..... <a href="#">182</a>	
1	実施責任者 ..... <a href="#">171</a>	1 実施責任者 ..... <a href="#">182</a>	
2	物資供給の対象者 ..... <a href="#">171</a>	2 物資供給の対象者 ..... <a href="#">182</a>	
3	調達の方法 ..... <a href="#">171</a>	3 調達の方法 ..... <a href="#">182</a>	
4	給与又は貸与の方法 ..... <a href="#">172</a>	4 給与又は貸与の方法 ..... <a href="#">183</a>	
5	義援金品の取扱い ..... <a href="#">172</a>	5 義援金品の取扱い ..... <a href="#">183</a>	
6	費用の限度及び給（貸）と期間 ..... <a href="#">172</a>	6 費用の限度及び給（貸）と期間 ..... <a href="#">183</a>	
7	物資の給与状況の記録 ..... <a href="#">172</a>	7 物資の給与状況の記録 ..... <a href="#">183</a>	
第14節	石油類燃料供給計画 ..... <a href="#">173</a>	第14節 石油類燃料供給計画 ..... <a href="#">184</a>	
1	実施責任者 ..... <a href="#">173</a>	1 実施責任者 ..... <a href="#">184</a>	
2	石油類燃料の確保 ..... <a href="#">173</a>	2 石油類燃料の確保 ..... <a href="#">184</a>	
第15節	電力施設災害応急計画 ..... <a href="#">175</a>	第15節 電力施設災害応急計画 ..... <a href="#">186</a>	
1	非常態勢 ..... <a href="#">175</a>	1 非常態勢 ..... <a href="#">186</a>	
2	応急復旧対策 ..... <a href="#">175</a>	2 応急復旧対策 ..... <a href="#">186</a>	
3	広報活動 ..... <a href="#">176</a>	3 広報活動 ..... <a href="#">187</a>	
第16節	ガス施設災害応急計画 ..... <a href="#">177</a>	第16節 ガス施設災害応急計画 ..... <a href="#">188</a>	
1	非常体制 ..... <a href="#">177</a>	1 非常体制 ..... <a href="#">188</a>	
2	供給停止等の措置 ..... <a href="#">177</a>	2 供給停止等の措置 ..... <a href="#">188</a>	
3	復旧対策 ..... <a href="#">177</a>	3 復旧対策 ..... <a href="#">188</a>	

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和4年4月)	修 正 案 (令和5年2月)	備 考
	4 広報活動 ..... <u>178</u>	4 広報活動 ..... <u>189</u>	頁番号の修正
第17節	通信施設災害対策計画 ..... <u>179</u>	第17節 通信施設災害対策計画 ..... <u>190</u>	
1	非常体制 ..... <u>179</u>	1 非常体制 ..... <u>190</u>	
2	防止対策及び応急措置 ..... <u>179</u>	2 防止対策及び応急措置 ..... <u>190</u>	
3	広報活動 ..... <u>179</u>	3 広報活動 ..... <u>190</u>	
第18節	医療救護計画 ..... <u>181</u>	第18節 医療救護計画 ..... <u>192</u>	
1	実施責任者 ..... <u>181</u>	1 実施責任者 ..... <u>192</u>	
2	医療救護対策 ..... <u>181</u>	2 医療救護対策 ..... <u>192</u>	
3	救護班の活動状況等の記録 ..... <u>181</u>	3 救護班の活動状況等の記録 ..... <u>192</u>	
4	患者の移送 ..... <u>182</u>	4 患者の移送 ..... <u>193</u>	
5	医療機関等の状況 ..... <u>182</u>	5 医療機関等の状況 ..... <u>193</u>	
6	医師会等に対する出動要請 ..... <u>182</u>	6 医師会等に対する出動要請 ..... <u>193</u>	
7	医療薬品等の確保 ..... <u>182</u>	7 医療薬品等の確保 ..... <u>193</u>	
第19節	防疫計画 ..... <u>183</u>	第19節 防疫計画 ..... <u>194</u>	
1	実施責任 ..... <u>183</u>	1 実施責任 ..... <u>194</u>	
2	防疫班の編成 ..... <u>183</u>	2 防疫班の編成 ..... <u>194</u>	
3	防疫の種別と方法 ..... <u>183</u>	3 防疫の種別と方法 ..... <u>194</u>	
4	感染症患者等の発生時における対応 ..... <u>184</u>	4 感染症患者等の発生時における対応 ..... <u>195</u>	
5	防疫用資器材の調達 ..... <u>184</u>	5 防疫用資器材の調達 ..... <u>195</u>	
6	家畜及び畜舎の防疫 ..... <u>184</u>	6 家畜及び畜舎の防疫 ..... <u>195</u>	
第20節	廃棄物処理等計画 ..... <u>185</u>	第20節 廃棄物処理等計画 ..... <u>196</u>	
1	実施責任者 ..... <u>185</u>	1 実施責任者 ..... <u>196</u>	
2	清掃班の編成 ..... <u>185</u>	2 清掃班の編成 ..... <u>196</u>	
3	応急措置 ..... <u>185</u>	3 応急措置 ..... <u>196</u>	
4	ごみの収集処理の方法 ..... <u>185</u>	4 ごみの収集処理の方法 ..... <u>196</u>	
5	し尿の収集処理の方法 ..... <u>185</u>	5 し尿の収集処理の方法 ..... <u>196</u>	
6	死亡獣畜の処理方法 ..... <u>186</u>	6 死亡獣畜の処理方法 ..... <u>197</u>	
7	清掃等施設状況 ..... <u>186</u>	7 清掃等施設状況 ..... <u>197</u>	
8	清掃車両保有状況 ..... <u>186</u>	8 清掃車両保有状況 ..... <u>197</u>	
第21節	飼養動物対策計画 ..... <u>187</u>	第21節 飼養動物対策計画 ..... <u>198</u>	
1	実施責任 ..... <u>187</u>	1 実施責任 ..... <u>198</u>	
2	飼養動物の取扱い ..... <u>187</u>	2 飼養動物の取扱い ..... <u>198</u>	
第22節	文教対策計画 ..... <u>189</u>	第22節 文教対策計画 ..... <u>200</u>	
1	実施責任 ..... <u>189</u>	1 実施責任 ..... <u>200</u>	
2	応急教育対策 ..... <u>189</u>	2 応急教育対策 ..... <u>200</u>	
3	文化財等保全対策 ..... <u>190</u>	3 文化財等保全対策 ..... <u>201</u>	
4	費用の限度及び期間 ..... <u>191</u>	4 費用の限度及び期間 ..... <u>202</u>	
5	学用品の給与状況記録 ..... <u>191</u>	5 学用品の給与状況記録 ..... <u>202</u>	
第23節	住宅対策計画 ..... <u>193</u>	第23節 住宅対策計画 ..... <u>204</u>	
1	実施責任者 ..... <u>193</u>	1 実施責任者 ..... <u>204</u>	
2	実施の方法 ..... <u>193</u>	2 実施の方法 ..... <u>204</u>	
3	平常時の規制の適用除外措置 ..... <u>194</u>	3 平常時の規制の適用除外措置 ..... <u>205</u>	
4	施工及び資材の調達 ..... <u>194</u>	4 施工及び資材の調達 ..... <u>205</u>	
5	応急仮設住宅及び住宅応急修理の記録 ..... <u>194</u>	5 応急仮設住宅及び住宅応急修理の記録 ..... <u>205</u>	
6	公営住宅等の斡旋 ..... <u>194</u>	6 公営住宅等の斡旋 ..... <u>205</u>	
7	住宅の応急復旧活動 ..... <u>194</u>	7 住宅の応急復旧活動 ..... <u>206</u>	



帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和4年4月)	修 正 案 (令和5年2月)	備 考
第24節	被災宅地安全対策計画 ..... <a href="#">197</a>	第24節 被災宅地安全対策計画 ..... <a href="#">208</a>	頁番号の修正
1	危険度判定の実施の決定 ..... <a href="#">197</a>	1 危険度判定の実施の決定 ..... <a href="#">208</a>	
2	判定対象宅地 ..... <a href="#">197</a>	2 判定対象宅地 ..... <a href="#">208</a>	
3	判定士の業務 ..... <a href="#">197</a>	3 判定士の業務 ..... <a href="#">208</a>	
4	危険度判定実施本部の業務 ..... <a href="#">197</a>	4 危険度判定実施本部の業務 ..... <a href="#">208</a>	
5	事前準備 ..... <a href="#">197</a>	5 事前準備 ..... <a href="#">208</a>	
第25節	行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画 ..... <a href="#">199</a>	第25節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画 ..... <a href="#">210</a>	
1	実施責任者 ..... <a href="#">199</a>	1 実施責任者 ..... <a href="#">210</a>	
2	実施方法 ..... <a href="#">199</a>	2 実施方法 ..... <a href="#">210</a>	
3	火葬場の状況 ..... <a href="#">200</a>	3 火葬場の状況 ..... <a href="#">211</a>	
4	費用の限度及び期間 ..... <a href="#">200</a>	4 費用の限度及び期間 ..... <a href="#">211</a>	
5	遺体の捜索等の記録 ..... <a href="#">200</a>	5 遺体の捜索等の記録 ..... <a href="#">211</a>	
第26節	障害物除去計画 ..... <a href="#">203</a>	第26節 障害物除去計画 ..... <a href="#">214</a>	
1	実施責任者 ..... <a href="#">203</a>	1 実施責任者 ..... <a href="#">214</a>	
2	障害物除去の対象 ..... <a href="#">203</a>	2 障害物除去の対象 ..... <a href="#">214</a>	
3	障害物の除去の方法 ..... <a href="#">203</a>	3 障害物の除去の方法 ..... <a href="#">214</a>	
4	障害物の集積場所等 ..... <a href="#">203</a>	4 障害物の集積場所等 ..... <a href="#">214</a>	
5	放置車両の除去 ..... <a href="#">203</a>	5 放置車両の除去 ..... <a href="#">214</a>	
第27節	応急土木対策計画 ..... <a href="#">205</a>	第27節 応急土木対策計画 ..... <a href="#">216</a>	
1	災害の原因及び被害種別 ..... <a href="#">205</a>	1 災害の原因及び被害種別 ..... <a href="#">216</a>	
2	応急土木復旧対策 ..... <a href="#">205</a>	2 応急土木復旧対策 ..... <a href="#">216</a>	
3	関係機関等の協力 ..... <a href="#">206</a>	3 関係機関等の協力 ..... <a href="#">217</a>	
第28節	応急飼料計画 ..... <a href="#">207</a>	第28節 応急飼料計画 ..... <a href="#">218</a>	
1	実施責任者 ..... <a href="#">207</a>	1 実施責任者 ..... <a href="#">218</a>	
2	応急飼料の確保 ..... <a href="#">207</a>	2 応急飼料の確保 ..... <a href="#">218</a>	
3	家畜用水の確保 ..... <a href="#">207</a>	3 家畜用水の確保 ..... <a href="#">218</a>	
第29節	労務供給計画 ..... <a href="#">209</a>	第29節 労務供給計画 ..... <a href="#">220</a>	
1	実施責任者 ..... <a href="#">209</a>	1 実施責任者 ..... <a href="#">220</a>	
2	民間団体等への協力要請 ..... <a href="#">209</a>	2 民間団体等への協力要請 ..... <a href="#">220</a>	
3	労務員の雇上げ ..... <a href="#">209</a>	3 労務員の雇上げ ..... <a href="#">220</a>	
第30節	消防防災ヘリコプター活用計画 ..... <a href="#">211</a>	第30節 消防防災ヘリコプター活用計画 ..... <a href="#">222</a>	
1	運航体制 ..... <a href="#">211</a>	1 運航体制 ..... <a href="#">222</a>	
2	緊急運航の要請 ..... <a href="#">211</a>	2 緊急運航の要請 ..... <a href="#">222</a>	
3	要請方法 ..... <a href="#">211</a>	3 要請方法 ..... <a href="#">222</a>	
4	要請先 ..... <a href="#">211</a>	4 要請先 ..... <a href="#">222</a>	
5	報告 ..... <a href="#">211</a>	5 報告 ..... <a href="#">222</a>	
6	消防防災ヘリコプターの活動内容 ..... <a href="#">211</a>	6 消防防災ヘリコプターの活動内容 ..... <a href="#">222</a>	
7	救急患者の緊急搬送手続等 ..... <a href="#">212</a>	7 救急患者の緊急搬送手続等 ..... <a href="#">223</a>	
8	ヘリコプターの離着陸可能地 ..... <a href="#">212</a>	8 ヘリコプターの離着陸可能地 ..... <a href="#">223</a>	
9	消防防災ヘリコプター運航系統図 ..... <a href="#">212</a>	9 消防防災ヘリコプター運航系統図 ..... <a href="#">223</a>	
第31節	自衛隊派遣要請計画 ..... <a href="#">219</a>	第31節 自衛隊派遣要請計画 ..... <a href="#">230</a>	
1	災害時派遣要請基準 ..... <a href="#">219</a>	1 災害時派遣要請基準 ..... <a href="#">230</a>	
2	災害派遣要請の手続 ..... <a href="#">219</a>	2 災害派遣要請の手続 ..... <a href="#">230</a>	
3	災害派遣部隊の受入体制 ..... <a href="#">219</a>	3 災害派遣部隊の受入体制 ..... <a href="#">230</a>	
4	派遣部隊の撤収要請 ..... <a href="#">220</a>	4 派遣部隊の撤収要請 ..... <a href="#">231</a>	
5	経費負担等 ..... <a href="#">220</a>	5 経費負担等 ..... <a href="#">231</a>	



帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和4年4月)	修 正 案 (令和5年2月)	備 考
	第32節 広域応援・受援計画 ..... <a href="#">221</a>	第32節 広域応援・受援計画 ..... <a href="#">232</a>	頁番号の修正
	1 実施機関 ..... <a href="#">221</a>	1 実施機関 ..... <a href="#">232</a>	
	2 実施内容 ..... <a href="#">221</a>	2 実施内容 ..... <a href="#">232</a>	
	第33節 職員応援派遣計画 ..... <a href="#">225</a>	第33節 職員応援派遣計画 ..... <a href="#">236</a>	
	1 要請権者 ..... <a href="#">225</a>	1 要請権者 ..... <a href="#">236</a>	
	2 要請手続等 ..... <a href="#">225</a>	2 要請手続等 ..... <a href="#">236</a>	
	3 派遣職員の身分取扱 ..... <a href="#">225</a>	3 派遣職員の身分取扱 ..... <a href="#">236</a>	
	第34節 災害ボランティアとの連携計画 ..... <a href="#">227</a>	第34節 災害ボランティアとの連携計画 ..... <a href="#">238</a>	
	1 行政とボランティアの役割 ..... <a href="#">227</a>	1 行政とボランティアの役割 ..... <a href="#">238</a>	
	2 ボランティア団体等の協力 ..... <a href="#">227</a>	2 ボランティア団体等の協力 ..... <a href="#">238</a>	
	3 ボランティアの受入 ..... <a href="#">227</a>	3 ボランティアの受入 ..... <a href="#">238</a>	
	4 ボランティアの活動 ..... <a href="#">227</a>	4 ボランティアの活動 ..... <a href="#">238</a>	
	5 ボランティア活動の環境整備 ..... <a href="#">228</a>	5 ボランティア活動の環境整備 ..... <a href="#">239</a>	
	第35節 災害応急金融計画 ..... <a href="#">229</a>	第35節 災害応急金融計画 ..... <a href="#">240</a>	
	第36節 災害救助法の適用計画 ..... <a href="#">231</a>	第36節 災害救助法の適用計画 ..... <a href="#">242</a>	
	1 実施責任 ..... <a href="#">231</a>	1 実施責任 ..... <a href="#">242</a>	
	2 災害救助法の適用基準 ..... <a href="#">231</a>	2 災害救助法の適用基準 ..... <a href="#">242</a>	
	3 災害救助法の適用手続 ..... <a href="#">231</a>	3 災害救助法の適用手続 ..... <a href="#">242</a>	
	4 救助の実施と種類 ..... <a href="#">231</a>	4 救助の実施と種類 ..... <a href="#">242</a>	
	5 基本法と救助法の関連 ..... <a href="#">232</a>	5 基本法と救助法の関連 ..... <a href="#">243</a>	
	第37節 被災者援護支援 ..... <a href="#">235</a>	第37節 被災者援護支援 ..... <a href="#">246</a>	
	1 罹災証明書の交付 ..... <a href="#">235</a>	1 罹災証明書の交付 ..... <a href="#">246</a>	
	2 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供 ..... <a href="#">235</a>	2 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供 ..... <a href="#">246</a>	
	第6章 震災対策計画 ..... <a href="#">237</a>	第6章 震災対策計画 ..... <a href="#">248</a>	
	第7章 事故災害対策計画	第7章 事故災害対策計画	
	第1節 航空災害対策計画 ..... <a href="#">239</a>	第1節 航空災害対策計画 ..... <a href="#">250</a>	
	1 基本方針 ..... <a href="#">239</a>	1 基本方針 ..... <a href="#">250</a>	
	2 災害予防 ..... <a href="#">239</a>	2 災害予防 ..... <a href="#">250</a>	
	3 災害応急対策 ..... <a href="#">240</a>	3 災害応急対策 ..... <a href="#">251</a>	
	4 応急活動体制 ..... <a href="#">241</a>	4 応急活動体制 ..... <a href="#">252</a>	
	5 救助救出活動 ..... <a href="#">244</a>	5 救助救出活動 ..... <a href="#">255</a>	
	6 医療救護活動 ..... <a href="#">244</a>	6 医療救護活動 ..... <a href="#">255</a>	
	7 消防活動 ..... <a href="#">244</a>	7 消防活動 ..... <a href="#">255</a>	
	8 行方不明者の捜索及び遺体の収容等 ..... <a href="#">244</a>	8 行方不明者の捜索及び遺体の収容等 ..... <a href="#">255</a>	
	9 交通規制 ..... <a href="#">244</a>	9 交通規制 ..... <a href="#">255</a>	
	10 防疫及び廃棄物処理等 ..... <a href="#">244</a>	10 防疫及び廃棄物処理等 ..... <a href="#">255</a>	
	11 自衛隊派遣要請 ..... <a href="#">244</a>	11 自衛隊派遣要請 ..... <a href="#">255</a>	
	12 広域応援 ..... <a href="#">244</a>	12 広域応援 ..... <a href="#">255</a>	
	第2節 鉄道災害対策計画 ..... <a href="#">245</a>	第2節 鉄道災害対策計画 ..... <a href="#">256</a>	
	1 基本方針 ..... <a href="#">245</a>	1 基本方針 ..... <a href="#">256</a>	
	2 災害予防 ..... <a href="#">245</a>	2 災害予防 ..... <a href="#">256</a>	
	3 災害応急対策 ..... <a href="#">245</a>	3 災害応急対策 ..... <a href="#">256</a>	
	4 応急活動体制 ..... <a href="#">246</a>	4 応急活動体制 ..... <a href="#">257</a>	
	5 救助救出活動 ..... <a href="#">246</a>	5 救助救出活動 ..... <a href="#">257</a>	

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和4年4月)	修 正 案 (令和5年2月)	備 考
	6 医療救護活動 ..... <a href="#">246</a>	6 医療救護活動 ..... <a href="#">257</a>	頁番号の修正
	7 消防活動 ..... <a href="#">246</a>	7 消防活動 ..... <a href="#">257</a>	
	8 行方不明者の捜索及び遺体の収容等 ..... <a href="#">246</a>	8 行方不明者の捜索及び遺体の収容等 ..... <a href="#">257</a>	
	9 交通規制 ..... <a href="#">246</a>	9 交通規制 ..... <a href="#">257</a>	
	10 危険物流出対策 ..... <a href="#">247</a>	10 危険物流出対策 ..... <a href="#">258</a>	
	11 自衛隊派遣要請 ..... <a href="#">247</a>	11 自衛隊派遣要請 ..... <a href="#">258</a>	
	12 広域応援 ..... <a href="#">247</a>	12 広域応援 ..... <a href="#">258</a>	
	13 鉄道事業者の災害対策 ..... <a href="#">247</a>	13 鉄道事業者の災害対策 ..... <a href="#">258</a>	
	第3節 道路災害対策計画 ..... <a href="#">249</a>	第3節 道路災害対策計画 ..... <a href="#">260</a>	
	1 基本方針 ..... <a href="#">249</a>	1 基本方針 ..... <a href="#">260</a>	
	2 災害予防 ..... <a href="#">249</a>	2 災害予防 ..... <a href="#">260</a>	
	3 災害応急対策 ..... <a href="#">249</a>	3 災害応急対策 ..... <a href="#">260</a>	
	4 災害広報 ..... <a href="#">250</a>	4 災害広報 ..... <a href="#">261</a>	
	5 応急活動体制 ..... <a href="#">251</a>	5 応急活動体制 ..... <a href="#">262</a>	
	6 救助救出活動 ..... <a href="#">251</a>	6 救助救出活動 ..... <a href="#">262</a>	
	7 医療救護活動 ..... <a href="#">251</a>	7 医療救護活動 ..... <a href="#">262</a>	
	8 消防活動 ..... <a href="#">251</a>	8 消防活動 ..... <a href="#">262</a>	
	9 行方不明者の捜索及び遺体の収容等 ..... <a href="#">251</a>	9 行方不明者の捜索及び遺体の収容等 ..... <a href="#">262</a>	
	10 交通規制 ..... <a href="#">251</a>	10 交通規制 ..... <a href="#">262</a>	
	11 危険物流出対策 ..... <a href="#">251</a>	11 危険物流出対策 ..... <a href="#">262</a>	
	12 自衛隊派遣要請 ..... <a href="#">252</a>	12 自衛隊派遣要請 ..... <a href="#">263</a>	
	13 広域応援 ..... <a href="#">252</a>	13 広域応援 ..... <a href="#">263</a>	
	第4節 危険物等災害対策計画 ..... <a href="#">253</a>	第4節 危険物等災害対策計画 ..... <a href="#">264</a>	
	1 基本方針 ..... <a href="#">253</a>	1 基本方針 ..... <a href="#">264</a>	
	2 危険物の定義 ..... <a href="#">253</a>	2 危険物の定義 ..... <a href="#">264</a>	
	3 災害予防 ..... <a href="#">253</a>	3 災害予防 ..... <a href="#">264</a>	
	4 災害応急対策 ..... <a href="#">253</a>	4 災害応急対策 ..... <a href="#">264</a>	
	5 応急活動体制 ..... <a href="#">254</a>	5 応急活動体制 ..... <a href="#">265</a>	
	6 災害拡大防止 ..... <a href="#">255</a>	6 災害拡大防止 ..... <a href="#">266</a>	
	7 消防活動 ..... <a href="#">255</a>	7 消防活動 ..... <a href="#">266</a>	
	8 避難措置 ..... <a href="#">255</a>	8 避難措置 ..... <a href="#">266</a>	
	9 救助救出活動 ..... <a href="#">255</a>	9 救助救出活動 ..... <a href="#">266</a>	
	10 医療救護活動 ..... <a href="#">255</a>	10 医療救護活動 ..... <a href="#">266</a>	
	11 交通規制 ..... <a href="#">255</a>	11 交通規制 ..... <a href="#">266</a>	
	12 自衛隊派遣要請 ..... <a href="#">255</a>	12 自衛隊派遣要請 ..... <a href="#">266</a>	
	13 広域応援 ..... <a href="#">255</a>	13 広域応援 ..... <a href="#">266</a>	
	第5節 大規模な火事災害対策計画 ..... <a href="#">257</a>	第5節 大規模な火事災害対策計画 ..... <a href="#">268</a>	
	1 基本方針 ..... <a href="#">257</a>	1 基本方針 ..... <a href="#">268</a>	
	2 災害予防 ..... <a href="#">257</a>	2 災害予防 ..... <a href="#">268</a>	
	3 災害応急対策 ..... <a href="#">257</a>	3 災害応急対策 ..... <a href="#">268</a>	
	4 災害広報 ..... <a href="#">258</a>	4 災害広報 ..... <a href="#">269</a>	
	5 応急活動体制 ..... <a href="#">258</a>	5 応急活動体制 ..... <a href="#">269</a>	
	6 消防活動 ..... <a href="#">258</a>	6 消防活動 ..... <a href="#">269</a>	
	7 避難措置 ..... <a href="#">258</a>	7 避難措置 ..... <a href="#">269</a>	
	8 救助救出活動 ..... <a href="#">258</a>	8 救助救出活動 ..... <a href="#">269</a>	
	9 医療救護活動 ..... <a href="#">258</a>	9 医療救護活動 ..... <a href="#">269</a>	

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和4年4月)	修 正 案 (令和5年2月)	備 考
	10 交通規制 ..... <a href="#">258</a>	10 交通規制 ..... <a href="#">269</a>	頁番号の修正
	11 自衛隊派遣要請 ..... <a href="#">258</a>	11 自衛隊派遣要請 ..... <a href="#">269</a>	
	12 広域応援 ..... <a href="#">259</a>	12 広域応援 ..... <a href="#">270</a>	
	第6節 林野火災対策計画 ..... <a href="#">261</a>	第6節 林野火災対策計画 ..... <a href="#">272</a>	
	1 基本方針 ..... <a href="#">261</a>	1 基本方針 ..... <a href="#">272</a>	
	2 予防対策 ..... <a href="#">261</a>	2 予防対策 ..... <a href="#">272</a>	
	3 気象情報対策 ..... <a href="#">262</a>	3 気象情報対策 ..... <a href="#">273</a>	
	4 応急対策 ..... <a href="#">262</a>	4 応急対策 ..... <a href="#">273</a>	
	5 災害広報 ..... <a href="#">263</a>	5 災害広報 ..... <a href="#">274</a>	
	6 応急活動体制 ..... <a href="#">264</a>	6 応急活動体制 ..... <a href="#">275</a>	
	7 消防活動 ..... <a href="#">264</a>	7 消防活動 ..... <a href="#">275</a>	
	8 自衛隊派遣要請 ..... <a href="#">264</a>	8 自衛隊派遣要請 ..... <a href="#">275</a>	
	9 広域応援 ..... <a href="#">264</a>	9 広域応援 ..... <a href="#">275</a>	
	第7節 大規模停電災害対策計画 ..... <a href="#">265</a>	第7節 大規模停電災害対策計画 ..... <a href="#">276</a>	
	1 基本方針 ..... <a href="#">265</a>	1 基本方針 ..... <a href="#">276</a>	
	2 災害予防 ..... <a href="#">265</a>	2 災害予防 ..... <a href="#">276</a>	
	3 災害応急対策 ..... <a href="#">266</a>	3 災害応急対策 ..... <a href="#">277</a>	
	4 災害広報 ..... <a href="#">266</a>	4 災害広報 ..... <a href="#">277</a>	
	5 応急活動体制 ..... <a href="#">266</a>	5 応急活動体制 ..... <a href="#">277</a>	
	6 消防活動 ..... <a href="#">267</a>	6 消防活動 ..... <a href="#">278</a>	
	7 医療救護活動 ..... <a href="#">267</a>	7 医療救護活動 ..... <a href="#">278</a>	
	8 交通対策 ..... <a href="#">267</a>	8 交通対策 ..... <a href="#">278</a>	
	9 避難所対策 ..... <a href="#">267</a>	9 避難所対策 ..... <a href="#">278</a>	
	10 応急電力対策 ..... <a href="#">267</a>	10 応急電力対策 ..... <a href="#">278</a>	
	11 給水対策 ..... <a href="#">268</a>	11 給水対策 ..... <a href="#">279</a>	
	12 石油類燃料の供給対策 ..... <a href="#">268</a>	12 石油類燃料の供給対策 ..... <a href="#">279</a>	
	13 防犯対策 ..... <a href="#">268</a>	13 防犯対策 ..... <a href="#">279</a>	
	14 自衛隊派遣要請 ..... <a href="#">268</a>	14 自衛隊派遣要請 ..... <a href="#">279</a>	
	15 広域応援 ..... <a href="#">268</a>	15 広域応援 ..... <a href="#">279</a>	
	第8章 災害復旧計画	第8章 災害復旧計画	
	1 実施責任者 ..... <a href="#">269</a>	1 実施責任者 ..... <a href="#">280</a>	
	2 復旧事業計画の概要 ..... <a href="#">269</a>	2 復旧事業計画の概要 ..... <a href="#">280</a>	
	3 災害復旧予算措置 ..... <a href="#">269</a>	3 災害復旧予算措置 ..... <a href="#">280</a>	
	4 激甚災害 ..... <a href="#">269</a>	4 激甚災害 ..... <a href="#">280</a>	

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和4年4月)	修 正 案 (令和5年2月)	備 考																																																																														
P1	<p><b>第1章 総 則</b> 第3節 計画の効果的促進 (略)</p> <p>さらに、令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。</p>	<p><b>第1章 総 則</b> 第3節 計画の効果的促進 (略)</p> <p>さらに、令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、<b>災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や</b>、避難所における過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。</p>	記載の追加 (道のチェックリストによる)																																																																														
P5	<p>第7節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 (略)</p> <p>1 帯広市及びとちかち広域消防事務組合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長部局及び消防機関</td> <td>①避難の<b>勧告又は</b>指示及び避難者の収容に関すること (略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事務又は業務	市長部局及び消防機関	①避難の <b>勧告又は</b> 指示及び避難者の収容に関すること (略)	<p>第7節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 (略)</p> <p>1 帯広市及びとちかち広域消防事務組合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長部局及び消防機関</td> <td>①避難の指示及び避難者の収容に関すること (略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事務又は業務	市長部局及び消防機関	①避難の指示及び避難者の収容に関すること (略)	災害対策基本法の改正 (R3.5) に伴う記載の削除																																																																						
機関名	事務又は業務																																																																																
市長部局及び消防機関	①避難の <b>勧告又は</b> 指示及び避難者の収容に関すること (略)																																																																																
機関名	事務又は業務																																																																																
市長部局及び消防機関	①避難の指示及び避難者の収容に関すること (略)																																																																																
P9-2	<p><b>第2章 帯広市の概況</b> 第1節 自然条件 (略)</p> <p>3 気象</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年</th> <th colspan="3">気 温 (℃)</th> <th rowspan="2">平均 湿度</th> <th rowspan="2">総降 水量</th> <th rowspan="2">最深 積雪</th> <th rowspan="2">日照 時間</th> <th rowspan="2">平均 風速</th> </tr> <tr> <th>平均気温</th> <th>最高気温</th> <th>最低気温</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S58</td> <td>5.8</td> <td>35.8</td> <td>-22.4</td> <td>75</td> <td>849.0</td> <td>35</td> <td>2269.0</td> <td>1.8</td> </tr> <tr> <td colspan="9" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>8.3</td> <td>33.7</td> <td>-19.7</td> <td>74</td> <td>1011.5</td> <td>62</td> <td>2088.7</td> <td>1.9</td> </tr> </tbody> </table>	年	気 温 (℃)			平均 湿度	総降 水量	最深 積雪	日照 時間	平均 風速	平均気温	最高気温	最低気温	S58	5.8	35.8	-22.4	75	849.0	35	2269.0	1.8	(略)									4	8.3	33.7	-19.7	74	1011.5	62	2088.7	1.9	<p><b>第2章 帯広市の概況</b> 第1節 自然条件 (略)</p> <p>3 気象</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年</th> <th colspan="3">気 温 (℃)</th> <th rowspan="2">平均 湿度</th> <th rowspan="2">総降 水量</th> <th rowspan="2">最深 積雪</th> <th rowspan="2">日照 時間</th> <th rowspan="2">平均 風速</th> </tr> <tr> <th>平均気温</th> <th>最高気温</th> <th>最低気温</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S59</td> <td>5.9</td> <td>34.4</td> <td>-26.0</td> <td>72</td> <td>542.2</td> <td>41</td> <td>2449.7</td> <td>1.9</td> </tr> <tr> <td colspan="9" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>8.3</td> <td>33.7</td> <td>-19.7</td> <td>74</td> <td>1011.5</td> <td>62</td> <td>2088.7</td> <td>1.9</td> </tr> </tbody> </table>	年	気 温 (℃)			平均 湿度	総降 水量	最深 積雪	日照 時間	平均 風速	平均気温	最高気温	最低気温	S59	5.9	34.4	-26.0	72	542.2	41	2449.7	1.9	(略)									4	8.3	33.7	-19.7	74	1011.5	62	2088.7	1.9	時点更新
年	気 温 (℃)			平均 湿度	総降 水量						最深 積雪	日照 時間	平均 風速																																																																				
	平均気温	最高気温	最低気温																																																																														
S58	5.8	35.8	-22.4	75	849.0	35	2269.0	1.8																																																																									
(略)																																																																																	
4	8.3	33.7	-19.7	74	1011.5	62	2088.7	1.9																																																																									
年	気 温 (℃)			平均 湿度	総降 水量	最深 積雪	日照 時間	平均 風速																																																																									
	平均気温	最高気温	最低気温																																																																														
S59	5.9	34.4	-26.0	72	542.2	41	2449.7	1.9																																																																									
(略)																																																																																	
4	8.3	33.7	-19.7	74	1011.5	62	2088.7	1.9																																																																									

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和4年4月)	修 正 案 (令和5年2月)	備 考																
P13	<p>第2節 災害の状況 1 主要災害記録</p> <p>(1) 雪害・風害</p> <table border="1" data-bbox="210 300 1061 619"> <thead> <tr> <th>発生年月日</th> <th>被 害 状 況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>令和4年1月11～12日</td> <td>大雪害。十勝管内で高速道路2路線、国道4路線、道道1路線が通行止めとなり公共交通機関の運休も相次いだ。ビニールハウス18件(22棟)、農業倉庫1件が被害を受けた。 11日正午からの24時間降雪量は帯広市街地59cm、帯広空港57cm。</td> </tr> <tr> <td>新規</td> <td>新規</td> </tr> </tbody> </table>	発生年月日	被 害 状 況	(略)	(略)	令和4年1月11～12日	大雪害。十勝管内で高速道路2路線、国道4路線、道道1路線が通行止めとなり公共交通機関の運休も相次いだ。ビニールハウス18件(22棟)、農業倉庫1件が被害を受けた。 11日正午からの24時間降雪量は帯広市街地59cm、帯広空港57cm。	新規	新規	<p>第2節 災害の状況 1 主要災害記録</p> <p>(1) 雪害・風害</p> <table border="1" data-bbox="1117 300 1968 810"> <thead> <tr> <th>発生年月日</th> <th>被 害 状 況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>令和4年1月11～12日</td> <td>大雪害。十勝管内で高速道路2路線、国道4路線、道道1路線が通行止めとなり公共交通機関の運休も相次いだ。ビニールハウス18件(22棟)、農業倉庫1件が被害を受けた。 11日正午からの24時間降雪量は帯広市街地59cm、帯広空港57cm。</td> </tr> <tr> <td>令和4年12月22～23日</td> <td>雪害。湿った重い雪の影響で倒木や電線等への着雪が多発し、停電や電話の不通が発生。帯広市内では23日午前0時から25日夕方までの間に、農村地区を中心に述べ約900戸が停電。電話の不通は延べ約500件。十勝管内で高速道路3路線、国道4路線、道道8路線が一時通行止めとなり、鉄道の運休、航空機の欠航など交通にも支障が生じた。 22日午前0時から23日正午までの降雪量は、帯広市街地37cm、帯広空港52cm、帯広市の12月の「24時間降水量」及び「48時間降水量」の日最大値としては、1963年(昭和38年)の統計開始以来の最大値を更新(76mm)。</td> </tr> </tbody> </table>	発生年月日	被 害 状 況	(略)	(略)	令和4年1月11～12日	大雪害。十勝管内で高速道路2路線、国道4路線、道道1路線が通行止めとなり公共交通機関の運休も相次いだ。ビニールハウス18件(22棟)、農業倉庫1件が被害を受けた。 11日正午からの24時間降雪量は帯広市街地59cm、帯広空港57cm。	令和4年12月22～23日	雪害。湿った重い雪の影響で倒木や電線等への着雪が多発し、停電や電話の不通が発生。帯広市内では23日午前0時から25日夕方までの間に、農村地区を中心に述べ約900戸が停電。電話の不通は延べ約500件。十勝管内で高速道路3路線、国道4路線、道道8路線が一時通行止めとなり、鉄道の運休、航空機の欠航など交通にも支障が生じた。 22日午前0時から23日正午までの降雪量は、帯広市街地37cm、帯広空港52cm、帯広市の12月の「24時間降水量」及び「48時間降水量」の日最大値としては、1963年(昭和38年)の統計開始以来の最大値を更新(76mm)。	記載の追加
発生年月日	被 害 状 況																		
(略)	(略)																		
令和4年1月11～12日	大雪害。十勝管内で高速道路2路線、国道4路線、道道1路線が通行止めとなり公共交通機関の運休も相次いだ。ビニールハウス18件(22棟)、農業倉庫1件が被害を受けた。 11日正午からの24時間降雪量は帯広市街地59cm、帯広空港57cm。																		
新規	新規																		
発生年月日	被 害 状 況																		
(略)	(略)																		
令和4年1月11～12日	大雪害。十勝管内で高速道路2路線、国道4路線、道道1路線が通行止めとなり公共交通機関の運休も相次いだ。ビニールハウス18件(22棟)、農業倉庫1件が被害を受けた。 11日正午からの24時間降雪量は帯広市街地59cm、帯広空港57cm。																		
令和4年12月22～23日	雪害。湿った重い雪の影響で倒木や電線等への着雪が多発し、停電や電話の不通が発生。帯広市内では23日午前0時から25日夕方までの間に、農村地区を中心に述べ約900戸が停電。電話の不通は延べ約500件。十勝管内で高速道路3路線、国道4路線、道道8路線が一時通行止めとなり、鉄道の運休、航空機の欠航など交通にも支障が生じた。 22日午前0時から23日正午までの降雪量は、帯広市街地37cm、帯広空港52cm、帯広市の12月の「24時間降水量」及び「48時間降水量」の日最大値としては、1963年(昭和38年)の統計開始以来の最大値を更新(76mm)。																		
P15	<p>(2) 水害</p> <table border="1" data-bbox="210 943 1061 1262"> <thead> <tr> <th>発生年月日</th> <th>被 害 状 況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>平成30年3月8～9日</td> <td>同年3月1日の大雪による積雪が解消されないまま、更なる降雪から雨へと変わったことにより、道路等の排水機能が著しく低下し、市内各地で道路冠水が多発。市内4カ所の事業所で床上浸水。9日は市内全小中学校で臨時休校。帯広市内の降雪量11cm、降水量68.5mm。</td> </tr> <tr> <td>新規</td> <td>新規</td> </tr> </tbody> </table>	発生年月日	被 害 状 況	(略)	(略)	平成30年3月8～9日	同年3月1日の大雪による積雪が解消されないまま、更なる降雪から雨へと変わったことにより、道路等の排水機能が著しく低下し、市内各地で道路冠水が多発。市内4カ所の事業所で床上浸水。9日は市内全小中学校で臨時休校。帯広市内の降雪量11cm、降水量68.5mm。	新規	新規	<p>(2) 水害</p> <table border="1" data-bbox="1117 943 1968 1337"> <thead> <tr> <th>発生年月日</th> <th>被 害 状 況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>平成30年3月8～9日</td> <td>同年3月1日の大雪による積雪が解消されないまま、更なる降雪から雨へと変わったことにより、道路等の排水機能が著しく低下し、市内各地で道路冠水が多発。市内4カ所の事業所で床上浸水。9日は市内全小中学校で臨時休校。帯広市内の降雪量11cm、降水量68.5mm。</td> </tr> <tr> <td>令和4年8月16日</td> <td>十勝の山間部で前線と低気圧の影響によりまとまった雨が降った影響で、十勝川へ流入する伏古別川の水が停滞したことにより、木賊原樋門付近で道路冠水が発生。帯広開発建設部に樋門閉鎖と排水ポンプ車の出動を要請。 帯広市の総降水量は74mm。帯広市に「土砂災害警戒情報」及び「洪水警報」が発表された。</td> </tr> </tbody> </table>	発生年月日	被 害 状 況	(略)	(略)	平成30年3月8～9日	同年3月1日の大雪による積雪が解消されないまま、更なる降雪から雨へと変わったことにより、道路等の排水機能が著しく低下し、市内各地で道路冠水が多発。市内4カ所の事業所で床上浸水。9日は市内全小中学校で臨時休校。帯広市内の降雪量11cm、降水量68.5mm。	令和4年8月16日	十勝の山間部で前線と低気圧の影響によりまとまった雨が降った影響で、十勝川へ流入する伏古別川の水が停滞したことにより、木賊原樋門付近で道路冠水が発生。帯広開発建設部に樋門閉鎖と排水ポンプ車の出動を要請。 帯広市の総降水量は74mm。帯広市に「土砂災害警戒情報」及び「洪水警報」が発表された。	記載の追加
発生年月日	被 害 状 況																		
(略)	(略)																		
平成30年3月8～9日	同年3月1日の大雪による積雪が解消されないまま、更なる降雪から雨へと変わったことにより、道路等の排水機能が著しく低下し、市内各地で道路冠水が多発。市内4カ所の事業所で床上浸水。9日は市内全小中学校で臨時休校。帯広市内の降雪量11cm、降水量68.5mm。																		
新規	新規																		
発生年月日	被 害 状 況																		
(略)	(略)																		
平成30年3月8～9日	同年3月1日の大雪による積雪が解消されないまま、更なる降雪から雨へと変わったことにより、道路等の排水機能が著しく低下し、市内各地で道路冠水が多発。市内4カ所の事業所で床上浸水。9日は市内全小中学校で臨時休校。帯広市内の降雪量11cm、降水量68.5mm。																		
令和4年8月16日	十勝の山間部で前線と低気圧の影響によりまとまった雨が降った影響で、十勝川へ流入する伏古別川の水が停滞したことにより、木賊原樋門付近で道路冠水が発生。帯広開発建設部に樋門閉鎖と排水ポンプ車の出動を要請。 帯広市の総降水量は74mm。帯広市に「土砂災害警戒情報」及び「洪水警報」が発表された。																		

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和4年4月)	修 正 案 (令和5年2月)	備 考
P18	<p><b>第3章 防災組織</b>  <b>第1節 組織計画</b>                      1 帯広市防災会議                      (3) 防災会議の構成</p>	<p><b>第3章 防災組織</b>  <b>第1節 組織計画</b>                      1 帯広市防災会議                      (3) 防災会議の構成</p>	<p>備考                      標記の適正化</p>

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和4年4月)	修 正 案 (令和5年2月)	備 考																
P22	<p>第2節 非常配備態勢</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>&lt;第 2 次 注 意 態 勢&gt;</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配置基準</td> <td>                     (1) 警報発表状態が継続され、又は関係情報が発表される状況であるとき。                      (2) 今後災害が発生するおそれがあり、警戒及び災害対策に備える必要があるとき。                 </td> </tr> <tr> <td>配備態勢</td> <td>                     (1) 次の部所属の少数の職員又は所属長を招集し、巡視及び情報収集にあたる。                      ①総務部危機対策室危機対策課                      ⑨上下水道部技術室水道課                      ②総務部危機対策室消防課                            ⑩上下水道部技術室下水道課                      ③総務部総務室総務課                                    ⑪農政部農政室農村振興課                      ④政策推進部広報秘書室広報広聴課                ⑫学校教育部教育総務室企画総務課                      ⑤都市環境部土木室管理課                            ⑬その他関係部室課                      ⑥都市環境部土木室道路維持課                      ⑦都市環境部環境室みどりの課                      ⑧上下水道部経営室総務課                      (2) その他の所属長は自宅待機とする。                 </td> </tr> <tr> <td>活動内容</td> <td>                     (1) 危機対策課長は、気象、地象及び水象に関する情報並びに災害状況の収集を図るとともに、道及び関係機関との情報連絡にあたる。                      (2) 危機対策課長は、関係課と収集情報提供及び活動状況聴取等についての情報連絡にあたる。                      (3) 各部室課長は、危機対策課長からの情報に基づき情勢に対応する措置を検討するとともに、巡回、軽微な活動など、随時職員に対し必要な指示を行う。                      (4) 配備につく職員は、所属する部室課において待機する。                 </td> </tr> </tbody> </table>	種 別	<第 2 次 注 意 態 勢>	配置基準	(1) 警報発表状態が継続され、又は関係情報が発表される状況であるとき。 (2) 今後災害が発生するおそれがあり、警戒及び災害対策に備える必要があるとき。	配備態勢	(1) 次の部所属の少数の職員又は所属長を招集し、巡視及び情報収集にあたる。 ①総務部危機対策室危機対策課                      ⑨上下水道部技術室水道課 ②総務部危機対策室消防課                            ⑩上下水道部技術室下水道課 ③総務部総務室総務課                                    ⑪農政部農政室農村振興課 ④政策推進部広報秘書室広報広聴課                ⑫学校教育部教育総務室企画総務課 ⑤都市環境部土木室管理課                            ⑬その他関係部室課 ⑥都市環境部土木室道路維持課 ⑦都市環境部環境室みどりの課 ⑧上下水道部経営室総務課 (2) その他の所属長は自宅待機とする。	活動内容	(1) 危機対策課長は、気象、地象及び水象に関する情報並びに災害状況の収集を図るとともに、道及び関係機関との情報連絡にあたる。 (2) 危機対策課長は、関係課と収集情報提供及び活動状況聴取等についての情報連絡にあたる。 (3) 各部室課長は、危機対策課長からの情報に基づき情勢に対応する措置を検討するとともに、巡回、軽微な活動など、随時職員に対し必要な指示を行う。 (4) 配備につく職員は、所属する部室課において待機する。	<p>第2節 非常配備態勢</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>&lt;第 2 次 注 意 態 勢&gt;</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配置基準</td> <td>                     (1) 警報発表状態が継続され、又は関係情報が発表される状況であるとき。                      (2) 今後災害が発生するおそれがあり、警戒及び災害対策に備える必要があるとき。                 </td> </tr> <tr> <td>配備態勢</td> <td>                     (1) 次の部所属の少数の職員又は所属長を招集し、巡視及び情報収集にあたる。                      ①総務部危機対策室危機対策課                      ⑨上下水道部技術室水道課                      ②総務部危機対策室消防課                            ⑩上下水道部技術室下水道課                      ③総務部総務室総務課                                    ⑪農政部農政室農村振興課                      ④政策推進部広報秘書室広報広聴課                ⑫学校教育部教育総務室企画総務課                      ⑤都市環境部土木室管理課                            ⑬その他関係部室課                      ⑥都市環境部土木室道路維持課                      ⑦都市環境部環境室みどりの課                      ⑧上下水道部経営室総務課                      (2) その他の所属長は自宅待機とする。                      (3) <u>避難所運営担当職員は自宅待機とし、避難所開設が決定した時こは各担当避難所の開設にあたる。</u> </td> </tr> <tr> <td>活動内容</td> <td>                     (1) 危機対策課長は、気象、地象及び水象に関する情報並びに災害状況の収集を図るとともに、道及び関係機関との情報連絡にあたる。                      (2) 危機対策課長は、関係課と収集情報提供及び活動状況聴取等についての情報連絡にあたる。                      (3) 各部室課長は、危機対策課長からの情報に基づき情勢に対応する措置を検討するとともに、巡回、軽微な活動など、随時職員に対し必要な指示を行う。                      (4) 配備につく職員は、所属する部室課において待機する。                 </td> </tr> </tbody> </table>	種 別	<第 2 次 注 意 態 勢>	配置基準	(1) 警報発表状態が継続され、又は関係情報が発表される状況であるとき。 (2) 今後災害が発生するおそれがあり、警戒及び災害対策に備える必要があるとき。	配備態勢	(1) 次の部所属の少数の職員又は所属長を招集し、巡視及び情報収集にあたる。 ①総務部危機対策室危機対策課                      ⑨上下水道部技術室水道課 ②総務部危機対策室消防課                            ⑩上下水道部技術室下水道課 ③総務部総務室総務課                                    ⑪農政部農政室農村振興課 ④政策推進部広報秘書室広報広聴課                ⑫学校教育部教育総務室企画総務課 ⑤都市環境部土木室管理課                            ⑬その他関係部室課 ⑥都市環境部土木室道路維持課 ⑦都市環境部環境室みどりの課 ⑧上下水道部経営室総務課 (2) その他の所属長は自宅待機とする。 (3) <u>避難所運営担当職員は自宅待機とし、避難所開設が決定した時こは各担当避難所の開設にあたる。</u>	活動内容	(1) 危機対策課長は、気象、地象及び水象に関する情報並びに災害状況の収集を図るとともに、道及び関係機関との情報連絡にあたる。 (2) 危機対策課長は、関係課と収集情報提供及び活動状況聴取等についての情報連絡にあたる。 (3) 各部室課長は、危機対策課長からの情報に基づき情勢に対応する措置を検討するとともに、巡回、軽微な活動など、随時職員に対し必要な指示を行う。 (4) 配備につく職員は、所属する部室課において待機する。	記載の追加
種 別	<第 2 次 注 意 態 勢>																		
配置基準	(1) 警報発表状態が継続され、又は関係情報が発表される状況であるとき。 (2) 今後災害が発生するおそれがあり、警戒及び災害対策に備える必要があるとき。																		
配備態勢	(1) 次の部所属の少数の職員又は所属長を招集し、巡視及び情報収集にあたる。 ①総務部危機対策室危機対策課                      ⑨上下水道部技術室水道課 ②総務部危機対策室消防課                            ⑩上下水道部技術室下水道課 ③総務部総務室総務課                                    ⑪農政部農政室農村振興課 ④政策推進部広報秘書室広報広聴課                ⑫学校教育部教育総務室企画総務課 ⑤都市環境部土木室管理課                            ⑬その他関係部室課 ⑥都市環境部土木室道路維持課 ⑦都市環境部環境室みどりの課 ⑧上下水道部経営室総務課 (2) その他の所属長は自宅待機とする。																		
活動内容	(1) 危機対策課長は、気象、地象及び水象に関する情報並びに災害状況の収集を図るとともに、道及び関係機関との情報連絡にあたる。 (2) 危機対策課長は、関係課と収集情報提供及び活動状況聴取等についての情報連絡にあたる。 (3) 各部室課長は、危機対策課長からの情報に基づき情勢に対応する措置を検討するとともに、巡回、軽微な活動など、随時職員に対し必要な指示を行う。 (4) 配備につく職員は、所属する部室課において待機する。																		
種 別	<第 2 次 注 意 態 勢>																		
配置基準	(1) 警報発表状態が継続され、又は関係情報が発表される状況であるとき。 (2) 今後災害が発生するおそれがあり、警戒及び災害対策に備える必要があるとき。																		
配備態勢	(1) 次の部所属の少数の職員又は所属長を招集し、巡視及び情報収集にあたる。 ①総務部危機対策室危機対策課                      ⑨上下水道部技術室水道課 ②総務部危機対策室消防課                            ⑩上下水道部技術室下水道課 ③総務部総務室総務課                                    ⑪農政部農政室農村振興課 ④政策推進部広報秘書室広報広聴課                ⑫学校教育部教育総務室企画総務課 ⑤都市環境部土木室管理課                            ⑬その他関係部室課 ⑥都市環境部土木室道路維持課 ⑦都市環境部環境室みどりの課 ⑧上下水道部経営室総務課 (2) その他の所属長は自宅待機とする。 (3) <u>避難所運営担当職員は自宅待機とし、避難所開設が決定した時こは各担当避難所の開設にあたる。</u>																		
活動内容	(1) 危機対策課長は、気象、地象及び水象に関する情報並びに災害状況の収集を図るとともに、道及び関係機関との情報連絡にあたる。 (2) 危機対策課長は、関係課と収集情報提供及び活動状況聴取等についての情報連絡にあたる。 (3) 各部室課長は、危機対策課長からの情報に基づき情勢に対応する措置を検討するとともに、巡回、軽微な活動など、随時職員に対し必要な指示を行う。 (4) 配備につく職員は、所属する部室課において待機する。																		
P26	<p>6 標識</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(4) 職員の身分証明は、職員が常に所持している身分証明書（帯広市職員服務規定昭和27年6月1日訓令第3号第13条に規定する身分証明書）によるものとし、災害対策基本法第83条第2項（立ち入りの要件）に規定する身分を示す証票を兼ねるものとする。</p>	<p>6 標識</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(4) 職員の身分証明は、職員が常に所持している身分証明書（帯広市職員服務規定昭和27年6月1日訓令第3号第13条に規定する職員証）によるものとし、災害対策基本法第83条第2項（立ち入りの要件）に規定する身分を示す証票を兼ねるものとする。</p>	記載の修正																



帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和4年4月)	修 正 案 (令和5年2月)	備 考																										
P46	<p>第4節</p> <p>2 気象等に関する特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報及び火災気象通報</p> <p>(1) 気象等に関する特別警報・警報・注意報の種類、発表基準及び伝達</p> <table border="1" data-bbox="197 272 1048 1002"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>標題</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">洪水警報</td> <td>氾濫発生情報</td> <td>氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</td> </tr> <tr> <td>氾濫危険情報</td> <td>基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</td> </tr> <tr> <td>氾濫警戒情報</td> <td>基準地点の水位が氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</td> </tr> <tr> <td>洪水注意報</td> <td>氾濫注意情報</td> <td>基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	標題	概要	洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。	氾濫警戒情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	洪水注意報	氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。	<p>第4節</p> <p>2 気象等に関する特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報及び火災気象通報</p> <p>(1) 気象等に関する特別警報・警報・注意報の種類、発表基準及び伝達</p> <table border="1" data-bbox="1108 272 1960 1002"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>標題</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">洪水警報</td> <td>氾濫発生情報</td> <td>氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</td> </tr> <tr> <td>氾濫危険情報</td> <td>基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき、<b>急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに</b>発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</td> </tr> <tr> <td>氾濫警戒情報</td> <td>基準地点の水位が氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</td> </tr> <tr> <td>洪水注意報</td> <td>氾濫注意情報</td> <td>基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	標題	概要	洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき、 <b>急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに</b> 発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。	氾濫警戒情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	洪水注意報	氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。	<p>氾濫危険情報の運用変更に伴う修正（道の修正に準拠）</p>
種類	標題	概要																											
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。																											
	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。																											
	氾濫警戒情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。																											
洪水注意報	氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。																											
種類	標題	概要																											
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。																											
	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき、 <b>急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに</b> 発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。																											
	氾濫警戒情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。																											
洪水注意報	氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。																											
P48	<p>(3) 気象情報等</p> <p>(略)</p> <p>エ 記録的短時間大雨情報</p> <p>大雨警報発表中の二次細分区域において、<b>キキクル（危険度分布）の「非常に危険」（うすい紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な1時間降水量が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表される。</b></p> <p>(略)</p> <p>オ 竜巻注意情報</p> <p>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に発表する情報。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を発表する。この情報の有効期間は、発表から <u>    </u>1 時間である。</p> <p>(略)</p>	<p>(3) 気象情報等</p> <p>(略)</p> <p>エ 記録的短時間大雨情報</p> <p>大雨警報発表中に<b>数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。</b></p> <p>(略)</p> <p>オ 竜巻注意情報</p> <p>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に発表する情報。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を発表する。この情報の有効期間は、発表から <b>概ね</b>1 時間である。</p> <p>(略)</p>	<p>気象庁が推奨する記録的短時間大雨情報の標準的な説明文への修正（道の修正に準拠）</p> <p>竜巻注意情報の実際の運用に即して「概ね」の文言を追記（道の修正に準拠）</p>																										



帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和4年4月)	修 正 案 (令和5年2月)	備 考																								
P51	<p><b>第4章 災害予防計画</b></p> <p>第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画 (略)</p> <p>1 実施責任者</p> <p>(2) 市長は、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関する教育を実施するものとし、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な各種データや過去に起こった<b>大災害</b>の教訓を発信するものとする。 また、地域における自主的な防災活動を推進するため、防災リーダーの育成に努めるものとする。</p>	<p><b>第4章 災害予防計画</b></p> <p>第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画 (略)</p> <p>1 実施責任者</p> <p>(2) 市長は、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関する教育を実施するものとし、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な各種データや過去に起こった<b>大規模災害</b>の教訓を発信するものとする。 また、地域における自主的な防災活動を推進するため、防災リーダーの育成に努めるものとする。</p>	防災基本計画の修正を踏まえた修正																								
P61	<p>第4節 災害時要援護者対策計画</p> <p>3 外国人への支援対策</p> <p>市は、言語、生活及び防災意識の異なる外国人を「災害時要援護者」として位置づけ、災害時に迅速かつ確かな行動がとれるよう、次のような条件及び環境づくりに努めるとともに、<b>外国人住民登録等</b> <u>様々な機会を</u>とらえて防災対策についての周知を図るものとする。</p>	<p>第4節 災害時要援護者対策計画</p> <p>3 外国人への支援対策</p> <p>市は、言語、生活及び防災意識の異なる外国人を「災害時要援護者」として位置づけ、災害時に迅速かつ確かな行動がとれるよう、次のような条件及び環境づくりに努めるとともに、様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図るものとする。</p>	外国人登録制度廃止 (H24.7.9)に伴う修正 (道の修正に準拠)																								
P64 -1	<p>第5節 食料等の調達・確保及び防災資機材の整備に関する計画</p> <p>1 食料等の確保</p> <p>(1) 市は、予め食料関係機関及び保有業者と食料調達に関する協定を締結するなど、備蓄・調達体制を整備し、災害時における食料の確保に努めるものとする。 また、市長は、応急飲料水の確保及び応急給水資機材の整備(備蓄)に努めるものとする。</p> <p>(2) 市は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、3日分の食料及び飲料水、携帯トイレ、トイレトペーパー等の備蓄に努めるよう啓発を行うものとする。</p> <p>_____ (略)</p> <p>3 企業・業界団体との優先供給協定等の締結 (略)</p> <p>(1) 企業・団体との優先供給協定等の締結状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>協定の名称</th> <th>協定締結企業・団体名称</th> <th>協定締結年月日</th> </tr> <tr> <th>(略)</th> <th>(略)</th> <th>(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害時における次世代自動車からの電力供給の協力に関する協定</td> <td>ネットヨタ帯広株式会社</td> <td>令和2年4月24日</td> </tr> <tr> <td><u>(新規)</u></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	協定の名称	協定締結企業・団体名称	協定締結年月日	(略)	(略)	(略)	災害時における次世代自動車からの電力供給の協力に関する協定	ネットヨタ帯広株式会社	令和2年4月24日	<u>(新規)</u>			<p>第5節 食料等の調達・確保及び防災資機材の整備に関する計画</p> <p>1 食料等の確保</p> <p>(1) 市は、予め食料関係機関及び保有業者と食料調達に関する協定を締結するなど、備蓄・調達体制を整備し、災害時における食料の確保に努めるものとする。 また、市長は、応急飲料水の確保及び応急給水資機材の整備(備蓄)に努めるものとする。</p> <p>(2) 市は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、3日分の食料及び飲料水、携帯トイレ、トイレトペーパー等の備蓄に努めるよう啓発を行うものとする。</p> <p><b>(3) 市は、避難所での感染症の拡大防止のため、マスク、消毒液等の衛生用品の確保に努めるものとする。</b></p> <p>_____ (略)</p> <p>3 企業・業界団体との優先供給協定等の締結 (略)</p> <p>(1) 企業・団体との優先供給協定等の締結状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>協定の名称</th> <th>協定締結企業・団体名称</th> <th>協定締結年月日</th> </tr> <tr> <th>(略)</th> <th>(略)</th> <th>(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害時における次世代自動車からの電力供給の協力に関する協定</td> <td>ネットヨタ帯広株式会社</td> <td>令和2年4月24日</td> </tr> <tr> <td><b>災害時における応急生活物資の供給に関する協定</b></td> <td><b>明治安田生命保険相互会社</b></td> <td><b>令和4年10月31日</b></td> </tr> </tbody> </table>	協定の名称	協定締結企業・団体名称	協定締結年月日	(略)	(略)	(略)	災害時における次世代自動車からの電力供給の協力に関する協定	ネットヨタ帯広株式会社	令和2年4月24日	<b>災害時における応急生活物資の供給に関する協定</b>	<b>明治安田生命保険相互会社</b>	<b>令和4年10月31日</b>	記載の追加 (道のチェックリストによる)
協定の名称	協定締結企業・団体名称	協定締結年月日																									
(略)	(略)	(略)																									
災害時における次世代自動車からの電力供給の協力に関する協定	ネットヨタ帯広株式会社	令和2年4月24日																									
<u>(新規)</u>																											
協定の名称	協定締結企業・団体名称	協定締結年月日																									
(略)	(略)	(略)																									
災害時における次世代自動車からの電力供給の協力に関する協定	ネットヨタ帯広株式会社	令和2年4月24日																									
<b>災害時における応急生活物資の供給に関する協定</b>	<b>明治安田生命保険相互会社</b>	<b>令和4年10月31日</b>																									
			協定の新規締結による追加																								



帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和4年4月)	修 正 案 (令和5年2月)	備 考
P78	<p>第10節 消防計画 別表1</p> <p>とがち広域消防事務組合 — とがち広域消防局</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>総務課                     <ul style="list-style-type: none"> <li>総務企画係</li> <li>施設整備係</li> <li>人事給与係</li> </ul> </li> <li>消防救助課                     <ul style="list-style-type: none"> <li>消防係</li> <li>防災救助係</li> </ul> </li> <li>救急企画課                     <ul style="list-style-type: none"> <li>救急企画係</li> </ul> </li> <li>情報指令課                     <ul style="list-style-type: none"> <li>情報システム係</li> <li>指令第1係</li> <li>指令第2係</li> </ul> </li> <li>予防課                     <ul style="list-style-type: none"> <li>予防指導係</li> <li>危険物係</li> <li>広報調査係</li> </ul> </li> </ul> <p>帯広消防署</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>庶務課                     <ul style="list-style-type: none"> <li>庶務係</li> </ul> </li> <li>警防課                     <ul style="list-style-type: none"> <li>警防1係</li> <li>警防2係</li> <li>救助1係</li> <li>救助2係</li> <li>緑ヶ丘出張所</li> <li>西出張所</li> <li>大正出張所</li> <li>川西分遣所</li> </ul> </li> <li>救急課                     <ul style="list-style-type: none"> <li>救急1係</li> <li>救急2係</li> <li>普及係</li> <li>南出張所</li> <li>東出張所</li> <li>森の里出張所</li> </ul> </li> <li>指導課                     <ul style="list-style-type: none"> <li>指導1係</li> <li>指導2係</li> <li>審査係</li> </ul> </li> </ul> <p>帯広市 — 帯広市消防団</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本部                     <ul style="list-style-type: none"> <li>庶務部</li> <li>予防部</li> </ul> </li> <li>桜華分団</li> <li>帯広第1分団</li> <li>帯広第2分団</li> <li>帯広第3分団</li> <li>帯広第4分団</li> <li>帯広第5分団</li> <li>川西第1分団                     <ul style="list-style-type: none"> <li>庶務部</li> <li>消防部</li> <li>予防部</li> </ul> </li> <li>川西第2分団</li> <li>川西第3分団</li> <li>川西第4分団</li> <li>川西第5分団</li> <li>大正第1分団</li> <li>大正第2分団</li> </ul>	<p>第10節 消防計画 別表1</p> <p>とがち広域消防事務組合 — とがち広域消防局</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>総務課                     <ul style="list-style-type: none"> <li>総務企画係</li> <li>施設整備係</li> <li>人事給与係</li> </ul> </li> <li>消防救助課                     <ul style="list-style-type: none"> <li>消防係</li> <li>防災救助係</li> </ul> </li> <li>救急企画課                     <ul style="list-style-type: none"> <li>救急企画係</li> </ul> </li> <li>情報指令課                     <ul style="list-style-type: none"> <li>情報システム係</li> <li>指令第1係</li> <li>指令第2係</li> </ul> </li> <li>予防課                     <ul style="list-style-type: none"> <li>予防指導係</li> <li>危険物係</li> <li>広報調査係</li> </ul> </li> </ul> <p>帯広消防署</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>庶務課                     <ul style="list-style-type: none"> <li>庶務係</li> </ul> </li> <li>警防課                     <ul style="list-style-type: none"> <li>警防1係</li> <li>警防2係</li> <li>救助1係</li> <li>救助2係</li> <li>柏林台出張所</li> <li>大正出張所</li> <li>川西分遣所</li> </ul> </li> <li>救急課                     <ul style="list-style-type: none"> <li>救急1係</li> <li>救急2係</li> <li>普及係</li> <li>南出張所</li> <li>東出張所</li> <li>森の里出張所</li> </ul> </li> <li>指導課                     <ul style="list-style-type: none"> <li>指導1係</li> <li>指導2係</li> <li>審査係</li> </ul> </li> </ul> <p>帯広市 — 帯広市消防団</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本部                     <ul style="list-style-type: none"> <li>庶務部</li> <li>予防部</li> </ul> </li> <li>桜華分団</li> <li>帯広第1分団</li> <li>帯広第2分団</li> <li>帯広第3分団</li> <li>帯広第4分団</li> <li>帯広第5分団</li> <li>川西第1分団                     <ul style="list-style-type: none"> <li>庶務部</li> <li>消防部</li> <li>予防部</li> </ul> </li> <li>川西第2分団</li> <li>川西第3分団</li> <li>川西第4分団</li> <li>川西第5分団</li> <li>大正第1分団</li> <li>大正第2分団</li> </ul>	<p>出張所の統合 (R2.7) に伴う 修正</p>



帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和4年4月)	修 正 案 (令和5年2月)	備 考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
P80	(2) 消防職員・団員及び消防車両	(消防職員・団員及び消防車両)	時点修正																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">人員・車両 本部・署・団別</th> <th rowspan="3">職 員 団 員 数</th> <th rowspan="3">水 槽 付 消 防 ボ ン プ 自 動 車</th> <th rowspan="3">消 防 ボ ン プ 自 動 車</th> <th rowspan="3">小 型 動 力 ボ ン プ 付 水 槽 車</th> <th colspan="4">特殊車</th> <th rowspan="3">高 規 格 救 急 車</th> <th rowspan="3">指 揮 車</th> <th rowspan="3">そ の 他 車</th> <th rowspan="3">合 計</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">は し こ 車</th> <th rowspan="2">屈 折 は し こ 車</th> <th rowspan="2">化 学 車</th> <th rowspan="2">救 助 工 作 車</th> </tr> <tr> <th>は し こ 車</th> <th>屈 折 は し こ 車</th> <th>化 学 車</th> <th>救 助 工 作 車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>とにかち広域消防局</td> <td>64</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>3</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>帯 広 消 防 署</td> <td>192</td> <td>6</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>  本 署</td> <td>86</td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>  柏林台出張所</td> <td>24</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>  南 出 張 所</td> <td>26</td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>  大正出張所</td> <td>14</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>  東 出 張 所</td> <td>20</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>  森の里出張所</td> <td>20</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>  川西分遣所</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>帯 広 市 消 防 団</td> <td>350</td> <td>7</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>  本 部</td> <td>7</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>  桜華分団</td> <td>20</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>  帯広第1分団</td> <td>35</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  帯広第2分団</td> <td>31</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  帯広第3分団</td> <td>31</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  帯広第4分団</td> <td>24</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  帯広第5分団</td> <td>22</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  川西第1分団</td> <td>25</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  川西第2分団</td> <td>26</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  川西第3分団</td> <td>24</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  川西第4分団</td> <td>26</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  川西第5分団</td> <td>20</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  大正第1分団</td> <td>35</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  大正第2分団</td> <td>24</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和3年4月1日現在 ※とにかち広域消防局は、十勝管内19市町村で構成する消防本部。</p>	人員・車両 本部・署・団別	職 員 団 員 数	水 槽 付 消 防 ボ ン プ 自 動 車	消 防 ボ ン プ 自 動 車	小 型 動 力 ボ ン プ 付 水 槽 車	特殊車				高 規 格 救 急 車	指 揮 車	そ の 他 車	合 計	は し こ 車	屈 折 は し こ 車	化 学 車	救 助 工 作 車	は し こ 車	屈 折 は し こ 車	化 学 車	救 助 工 作 車	とにかち広域消防局	64									1	3	4	帯 広 消 防 署	192	6	1	1	1	1	2	1	6	1	6	26	本 署	86	1	1		1	1	1	1	1	1	5	13	柏林台出張所	24	2							1			3	南 出 張 所	26	1		1					1			3	大正出張所	14	1							1			2	東 出 張 所	20	1							1			2	森の里出張所	20						1		1			2	川西分遣所	2										1	1	帯 広 市 消 防 団	350	7	5	0	0	0	0	0	0	0	0	12	本 部	7											0	桜華分団	20											0	帯広第1分団	35	1										1	帯広第2分団	31	1										1	帯広第3分団	31	1										1	帯広第4分団	24	1										1	帯広第5分団	22	1										1	川西第1分団	25	1										1	川西第2分団	26	1										1	川西第3分団	24	1										1	川西第4分団	26	1										1	川西第5分団	20	1										1	大正第1分団	35	1										1	大正第2分団	24	1										1	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">人員・車両 本部・署・団別</th> <th rowspan="3">職 員 団 員 数</th> <th rowspan="3">水 槽 付 消 防 ボ ン プ 自 動 車</th> <th rowspan="3">消 防 ボ ン プ 自 動 車</th> <th rowspan="3">小 型 動 力 ボ ン プ 付 水 槽 車</th> <th colspan="4">特殊車</th> <th rowspan="3">高 規 格 救 急 車</th> <th rowspan="3">指 揮 車</th> <th rowspan="3">そ の 他 車</th> <th rowspan="3">合 計</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">は し こ 車</th> <th rowspan="2">屈 折 は し こ 車</th> <th rowspan="2">化 学 車</th> <th rowspan="2">救 助 工 作 車</th> </tr> <tr> <th>は し こ 車</th> <th>屈 折 は し こ 車</th> <th>化 学 車</th> <th>救 助 工 作 車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>とにかち広域消防局</td> <td>64</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>3</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>帯 広 消 防 署</td> <td>192</td> <td>6</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>  本 署</td> <td>86</td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>  柏林台出張所</td> <td>24</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>  南 出 張 所</td> <td>26</td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>  大正出張所</td> <td>14</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>  東 出 張 所</td> <td>20</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>  森の里出張所</td> <td>20</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>  川西分遣所</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>帯 広 市 消 防 団</td> <td>346</td> <td>7</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>  本 部</td> <td>7</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>  桜華分団</td> <td>19</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>  帯広第1分団</td> <td>35</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  帯広第2分団</td> <td>29</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  帯広第3分団</td> <td>30</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  帯広第4分団</td> <td>25</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  帯広第5分団</td> <td>24</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  川西第1分団</td> <td>25</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  川西第2分団</td> <td>26</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  川西第3分団</td> <td>24</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  川西第4分団</td> <td>25</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  川西第5分団</td> <td>20</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  大正第1分団</td> <td>35</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  大正第2分団</td> <td>22</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和4年4月1日現在 ※とにかち広域消防局は、十勝管内19市町村で構成する消防本部。</p>	人員・車両 本部・署・団別	職 員 団 員 数	水 槽 付 消 防 ボ ン プ 自 動 車	消 防 ボ ン プ 自 動 車	小 型 動 力 ボ ン プ 付 水 槽 車	特殊車				高 規 格 救 急 車	指 揮 車	そ の 他 車	合 計	は し こ 車	屈 折 は し こ 車	化 学 車	救 助 工 作 車	は し こ 車	屈 折 は し こ 車	化 学 車	救 助 工 作 車	とにかち広域消防局	64										1	3	4	帯 広 消 防 署	192	6	1	1	1	1	2	1	6	1	6	26	本 署	86	1	1		1	1	1	1	1	1	5	13	柏林台出張所	24	2							1			3	南 出 張 所	26	1		1					1			3	大正出張所	14	1							1			2	東 出 張 所	20	1							1			2	森の里出張所	20						1		1			2	川西分遣所	2										1	1	帯 広 市 消 防 団	346	7	4	0	0	0	0	0	0	0	0	11	本 部	7											0	桜華分団	19											0	帯広第1分団	35						1					1	帯広第2分団	29	1										1	帯広第3分団	30	1										1	帯広第4分団	25	1										1	帯広第5分団	24	1										1	川西第1分団	25	1										1	川西第2分団	26	1										1	川西第3分団	24	1										1	川西第4分団	25	1										1	川西第5分団	20	1										1	大正第1分団	35	1										1	大正第2分団	22	1										1	
人員・車両 本部・署・団別	職 員 団 員 数						水 槽 付 消 防 ボ ン プ 自 動 車	消 防 ボ ン プ 自 動 車	小 型 動 力 ボ ン プ 付 水 槽 車	特殊車									高 規 格 救 急 車	指 揮 車	そ の 他 車	合 計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
										は し こ 車					屈 折 は し こ 車	化 学 車	救 助 工 作 車																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
		は し こ 車	屈 折 は し こ 車	化 学 車	救 助 工 作 車																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
とにかち広域消防局	64									1	3	4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
帯 広 消 防 署	192	6	1	1	1	1	2	1	6	1	6	26																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
本 署	86	1	1		1	1	1	1	1	1	5	13																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
柏林台出張所	24	2							1			3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
南 出 張 所	26	1		1					1			3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
大正出張所	14	1							1			2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
東 出 張 所	20	1							1			2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
森の里出張所	20						1		1			2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
川西分遣所	2										1	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
帯 広 市 消 防 団	350	7	5	0	0	0	0	0	0	0	0	12																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
本 部	7											0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
桜華分団	20											0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
帯広第1分団	35	1										1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
帯広第2分団	31	1										1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
帯広第3分団	31	1										1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
帯広第4分団	24	1										1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
帯広第5分団	22	1										1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
川西第1分団	25	1										1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
川西第2分団	26	1										1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
川西第3分団	24	1										1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
川西第4分団	26	1										1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
川西第5分団	20	1										1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
大正第1分団	35	1										1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
大正第2分団	24	1										1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
人員・車両 本部・署・団別	職 員 団 員 数	水 槽 付 消 防 ボ ン プ 自 動 車	消 防 ボ ン プ 自 動 車	小 型 動 力 ボ ン プ 付 水 槽 車	特殊車				高 規 格 救 急 車	指 揮 車	そ の 他 車	合 計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
					は し こ 車	屈 折 は し こ 車	化 学 車	救 助 工 作 車																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
													は し こ 車	屈 折 は し こ 車	化 学 車	救 助 工 作 車																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
とにかち広域消防局	64										1	3	4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
帯 広 消 防 署	192	6	1	1	1	1	2	1	6	1	6	26																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
本 署	86	1	1		1	1	1	1	1	1	5	13																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
柏林台出張所	24	2							1			3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
南 出 張 所	26	1		1					1			3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
大正出張所	14	1							1			2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
東 出 張 所	20	1							1			2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
森の里出張所	20						1		1			2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
川西分遣所	2										1	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
帯 広 市 消 防 団	346	7	4	0	0	0	0	0	0	0	0	11																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
本 部	7											0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
桜華分団	19											0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
帯広第1分団	35						1					1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
帯広第2分団	29	1										1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
帯広第3分団	30	1										1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
帯広第4分団	25	1										1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
帯広第5分団	24	1										1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
川西第1分団	25	1										1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
川西第2分団	26	1										1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
川西第3分団	24	1										1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
川西第4分団	25	1										1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
川西第5分団	20	1										1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
大正第1分団	35	1										1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
大正第2分団	22	1										1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

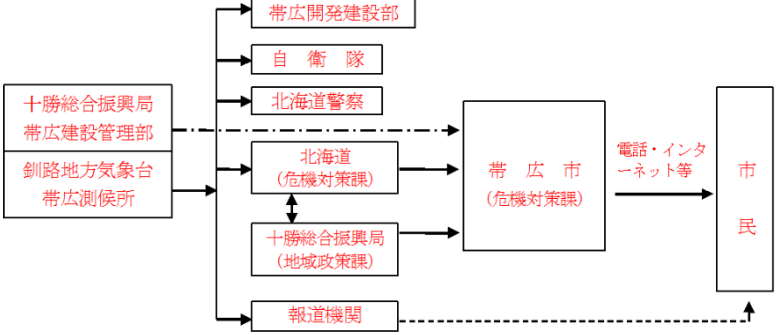
頁	現 行 (令和4年4月)	修 正 案 (令和5年2月)	備 考																																								
P81	<p>(3) 水 利</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>基 数</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">消 火 栓</td> <td>公設</td> <td>1,741</td> <td rowspan="2">1,826</td> </tr> <tr> <td>私設</td> <td>85</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">防火水槽</td> <td>公設</td> <td>47</td> <td rowspan="2">130</td> </tr> <tr> <td>私設</td> <td>83</td> </tr> <tr> <td>井 戸</td> <td>公設</td> <td colspan="2">33</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和3年4月1日現在</p>	区 分		基 数	合 計	消 火 栓	公設	1,741	1,826	私設	85	防火水槽	公設	47	130	私設	83	井 戸	公設	33		<p>(3) 水 利</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>基 数</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">消 火 栓</td> <td>公設</td> <td>1,741</td> <td rowspan="2">1,826</td> </tr> <tr> <td>私設</td> <td>85</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">防火水槽</td> <td>公設</td> <td>47</td> <td rowspan="2">132</td> </tr> <tr> <td>私設</td> <td>85</td> </tr> <tr> <td>井 戸</td> <td>公設</td> <td colspan="2">33</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和4年4月1日現在</p>	区 分		基 数	合 計	消 火 栓	公設	1,741	1,826	私設	85	防火水槽	公設	47	132	私設	85	井 戸	公設	33		時点修正
区 分		基 数	合 計																																								
消 火 栓	公設	1,741	1,826																																								
	私設	85																																									
防火水槽	公設	47	130																																								
	私設	83																																									
井 戸	公設	33																																									
区 分		基 数	合 計																																								
消 火 栓	公設	1,741	1,826																																								
	私設	85																																									
防火水槽	公設	47	132																																								
	私設	85																																									
井 戸	公設	33																																									
P83	<p>第11節 水害予防計画</p> <p><del>4 地下街等への洪水予報等の伝達</del></p> <p><del>(1) 市は、浸水想定区域内の地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）の施設（別表1）の所有者（又は管理者）に、洪水時において円滑かつ迅速な避難の確保を図れるよう、洪水予報等を電話、FAX、広報車により伝達する。</del></p> <p><del>また、施設所有者（又は管理者）が行なう避難確保訓練について必要な支援をする。</del></p>	<p>第11節 水害予防計画</p> <p><del>(削除)</del></p>	対象施設の閉店 (R5.1.31)に伴い削除																																								
P84	<p>別表1</p> <p><del>洪水時情報伝達等を行う地下空間施設（地下街その他地下に設けられた不特定多数の者が利用する施設）</del></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>住 所</th> <th>浸水深（札内川）</th> <th>浸水深（十勝川）</th> <th>浸水深</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>藤丸</td> <td>西2条南8丁目1</td> <td></td> <td>0.5未満</td> <td>0.5未満</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 災害時要援護者が利用する施設の洪水予報等の伝達 (略)</p>	施設名	住 所	浸水深（札内川）	浸水深（十勝川）	浸水深	藤丸	西2条南8丁目1		0.5未満	0.5未満	<p>4 災害時要援護者が利用する施設の洪水予報等の伝達 (略)</p>																															
施設名	住 所	浸水深（札内川）	浸水深（十勝川）	浸水深																																							
藤丸	西2条南8丁目1		0.5未満	0.5未満																																							
P95	<p>第15節 土砂災害予防計画</p> <p>土砂災害を予防するための計画は、次のとおりとする。</p> <p>1 予防対策</p> <p><del>市域内の山間部では、大雨などにより山地の崩壊による土砂災害等が予想され、住宅、農耕地等に被害が発生するおそれがあるため、土砂災害等防止工事の実施を推進するとともに、定期的に危険箇所を点検し、必要に応じて適切な処置を講ずるものとする。</del></p> <p><del>また、地域住民に対し、土砂災害等危険箇所の周知については、広報誌、防災マップなどの配布により、徹底を図るものとする。</del></p> <p><del>土砂災害警戒区域は次のとおりとする。</del></p>	<p>第15節 土砂災害予防計画</p> <p>土砂災害を予防するための計画は、次のとおりとする。</p> <p>1 現 況</p> <p><u>本市の土砂災害警戒区域は以下のとおり。</u></p>	土砂災害警戒区域の指定 (R4.2)に伴う記載の追加																																								



帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和4年4月)	修 正 案 (令和5年2月)	備 考																																																																																																																								
P95	<p>土砂災害警戒区域のみ (令和4年2月現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>指定区域名</th> <th>所在地</th> <th>自然現象の種類</th> <th>基礎調査年度</th> <th>指定年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>川西発電所の沢川</td> <td>八千代町西1線、西2線</td> <td>土石流</td> <td>平成30年度</td> <td>令和4年2月4日</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>西岩戸の沢川</td> <td>岩内町西1線、第1基線</td> <td>土石流</td> <td>平成30年度</td> <td>令和4年2月4日</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>第一岩内橋の沢川</td> <td>岩内町2線</td> <td>土石流</td> <td>平成30年度</td> <td>令和4年2月4日</td> </tr> </tbody> </table> <p>土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 (令和4年2月現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>指定区域名</th> <th>所在地</th> <th>自然現象の種類</th> <th>基礎調査年度</th> <th>指定年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>帯広拓成</td> <td>拓成町</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td>令和元年度</td> <td>令和4年2月4日</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>帯広岩内1</td> <td>岩内町西1線</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td>平成30年度</td> <td>令和4年2月4日</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>帯広岩内2</td> <td>岩内町西1線</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td>平成30年度</td> <td>令和4年2月4日</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>帯広川西</td> <td>川西町西1線、西2線</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td>平成30年度</td> <td>令和4年2月4日</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>帯広西岩戸</td> <td>岩内町西1線、第1基線</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td>平成30年度</td> <td>令和4年2月4日</td> </tr> </tbody> </table> <p>(新規)</p>	No.	指定区域名	所在地	自然現象の種類	基礎調査年度	指定年月日	1	川西発電所の沢川	八千代町西1線、西2線	土石流	平成30年度	令和4年2月4日	2	西岩戸の沢川	岩内町西1線、第1基線	土石流	平成30年度	令和4年2月4日	3	第一岩内橋の沢川	岩内町2線	土石流	平成30年度	令和4年2月4日	No.	指定区域名	所在地	自然現象の種類	基礎調査年度	指定年月日	1	帯広拓成	拓成町	急傾斜地の崩壊	令和元年度	令和4年2月4日	2	帯広岩内1	岩内町西1線	急傾斜地の崩壊	平成30年度	令和4年2月4日	3	帯広岩内2	岩内町西1線	急傾斜地の崩壊	平成30年度	令和4年2月4日	4	帯広川西	川西町西1線、西2線	急傾斜地の崩壊	平成30年度	令和4年2月4日	5	帯広西岩戸	岩内町西1線、第1基線	急傾斜地の崩壊	平成30年度	令和4年2月4日	<p>土砂災害警戒区域のみ (令和4年2月現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>指定区域名</th> <th>所在地</th> <th>自然現象の種類</th> <th>基礎調査年度</th> <th>指定年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>川西発電所の沢川</td> <td>八千代町西1線、西2線</td> <td>土石流</td> <td>平成30年度</td> <td>令和4年2月4日</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>西岩戸の沢川</td> <td>岩内町西1線、第1基線</td> <td>土石流</td> <td>平成30年度</td> <td>令和4年2月4日</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>第一岩内橋の沢川</td> <td>岩内町2線</td> <td>土石流</td> <td>平成30年度</td> <td>令和4年2月4日</td> </tr> </tbody> </table> <p>土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 (令和4年2月現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>指定区域名</th> <th>所在地</th> <th>自然現象の種類</th> <th>基礎調査年度</th> <th>指定年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>帯広拓成</td> <td>拓成町</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td>令和元年度</td> <td>令和4年2月4日</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>帯広岩内1</td> <td>岩内町西1線</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td>平成30年度</td> <td>令和4年2月4日</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>帯広岩内2</td> <td>岩内町西1線</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td>平成30年度</td> <td>令和4年2月4日</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>帯広川西</td> <td>川西町西1線、西2線</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td>平成30年度</td> <td>令和4年2月4日</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>帯広西岩戸</td> <td>岩内町西1線、第1基線</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td>平成30年度</td> <td>令和4年2月4日</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 予防対策</p> <p>土砂災害警戒区域等では、大雨などにより山地の崩壊による土砂災害等が予想され、住宅、農耕地等に被害が発生するおそれがあるため、土砂災害等防止工事の実施を推進するとともに、定期的に危険箇所を点検し、必要に応じて適切な処置を講ずるものとする。</p> <p>また、地域住民に対し、土砂災害等危険箇所の周知については、広報誌、防災マップなどの配布により、徹底を図るものとする。</p> <p>3 土砂災害警戒情報の伝達等</p> <p>1 土砂災害警戒情報の概要</p> <p>土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害が発生する危険が高まった場合に、十勝総合振興局帯広建設管理部と釧路地方気象台が共同で作成し、発表する情報である。</p> <p>2 土砂災害警戒情報の発表及び解除の基準</p> <p>土砂災害警戒情報の発表及び解除は、それぞれ次のいずれかに該当する場合に、十勝総合振興局帯広建設管理部と釧路地方気象台が協議して行う。</p> <p>(1) 発表基準</p> <p>ア 大雨警報発表中に降雨の実況値及び数時間先までの予測降雨量が警戒基準（土砂災害発生危険基準線（CL））に達した場合。</p> <p>(2) 解除基準</p> <p>ア 降雨の実況値が警戒基準を下回り、かつ短時間で再び警戒基準を超過しないと予想される場合。</p> <p>イ 無降雨状態が長時間続いている場合。</p> <p>4 土砂災害警戒情報の伝達</p> <p>市は、土砂災害警戒情報を受けた場合は、直ちに危険箇所の住民に伝達する。</p>	No.	指定区域名	所在地	自然現象の種類	基礎調査年度	指定年月日	1	川西発電所の沢川	八千代町西1線、西2線	土石流	平成30年度	令和4年2月4日	2	西岩戸の沢川	岩内町西1線、第1基線	土石流	平成30年度	令和4年2月4日	3	第一岩内橋の沢川	岩内町2線	土石流	平成30年度	令和4年2月4日	No.	指定区域名	所在地	自然現象の種類	基礎調査年度	指定年月日	1	帯広拓成	拓成町	急傾斜地の崩壊	令和元年度	令和4年2月4日	2	帯広岩内1	岩内町西1線	急傾斜地の崩壊	平成30年度	令和4年2月4日	3	帯広岩内2	岩内町西1線	急傾斜地の崩壊	平成30年度	令和4年2月4日	4	帯広川西	川西町西1線、西2線	急傾斜地の崩壊	平成30年度	令和4年2月4日	5	帯広西岩戸	岩内町西1線、第1基線	急傾斜地の崩壊	平成30年度	令和4年2月4日	<p>土砂災害警戒区域の指定 (R4.2) に伴う記載の追加</p>
No.	指定区域名	所在地	自然現象の種類	基礎調査年度	指定年月日																																																																																																																						
1	川西発電所の沢川	八千代町西1線、西2線	土石流	平成30年度	令和4年2月4日																																																																																																																						
2	西岩戸の沢川	岩内町西1線、第1基線	土石流	平成30年度	令和4年2月4日																																																																																																																						
3	第一岩内橋の沢川	岩内町2線	土石流	平成30年度	令和4年2月4日																																																																																																																						
No.	指定区域名	所在地	自然現象の種類	基礎調査年度	指定年月日																																																																																																																						
1	帯広拓成	拓成町	急傾斜地の崩壊	令和元年度	令和4年2月4日																																																																																																																						
2	帯広岩内1	岩内町西1線	急傾斜地の崩壊	平成30年度	令和4年2月4日																																																																																																																						
3	帯広岩内2	岩内町西1線	急傾斜地の崩壊	平成30年度	令和4年2月4日																																																																																																																						
4	帯広川西	川西町西1線、西2線	急傾斜地の崩壊	平成30年度	令和4年2月4日																																																																																																																						
5	帯広西岩戸	岩内町西1線、第1基線	急傾斜地の崩壊	平成30年度	令和4年2月4日																																																																																																																						
No.	指定区域名	所在地	自然現象の種類	基礎調査年度	指定年月日																																																																																																																						
1	川西発電所の沢川	八千代町西1線、西2線	土石流	平成30年度	令和4年2月4日																																																																																																																						
2	西岩戸の沢川	岩内町西1線、第1基線	土石流	平成30年度	令和4年2月4日																																																																																																																						
3	第一岩内橋の沢川	岩内町2線	土石流	平成30年度	令和4年2月4日																																																																																																																						
No.	指定区域名	所在地	自然現象の種類	基礎調査年度	指定年月日																																																																																																																						
1	帯広拓成	拓成町	急傾斜地の崩壊	令和元年度	令和4年2月4日																																																																																																																						
2	帯広岩内1	岩内町西1線	急傾斜地の崩壊	平成30年度	令和4年2月4日																																																																																																																						
3	帯広岩内2	岩内町西1線	急傾斜地の崩壊	平成30年度	令和4年2月4日																																																																																																																						
4	帯広川西	川西町西1線、西2線	急傾斜地の崩壊	平成30年度	令和4年2月4日																																																																																																																						
5	帯広西岩戸	岩内町西1線、第1基線	急傾斜地の崩壊	平成30年度	令和4年2月4日																																																																																																																						
P96																																																																																																																											

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和4年4月)	修 正 案 (令和5年2月)	備 考																				
P96	<p>(新規)</p>	 <p>※帯広建設管理部から帯広市へは「事前連絡」</p> <p><b>4 避難施設</b>  土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域において、土砂災害が発生または発生のおそれがある場合の避難施設は、広野小学校、戸蔭林業センター、八千代農業センターとする。ただし、他の災害が複合的に発生または発生のおそれがある状態で、当該避難施設への避難が危険な場合は、他の指定避難所または指定緊急避難場所へ避難するものとする。(資料編 1-2 指定緊急避難場所一覧参照)</p>	<p>土砂災害警戒区域の指定 (R4.2) に伴う記載の追加</p>																				
P122	<p><b>第5章 災害応急対策計画</b>  <b>第2節 災害通信計画</b>  2 電話及び電報の優先利用並びに通信途絶等における措置等 (略)</p> <p>① 非常扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。</p> <table border="1" data-bbox="215 1061 1059 1145"> <thead> <tr> <th>電 報 の 内 容</th> <th>機 関 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常扱いの通話と同じ</td> <td>非常扱いの通話と同じ</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 緊急扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。</p> <table border="1" data-bbox="215 1236 1059 1460"> <thead> <tr> <th>電 報 の 内 容</th> <th>機 関 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>船舶内の傷病者の医療について指示を受け又は指示を与えるために必要な事項</td> <td>船舶と別に定めた病院相互間</td> </tr> <tr> <td>他は緊急扱いの通話と同じ</td> <td>他は緊急扱いの通話と同じ</td> </tr> </tbody> </table>	電 報 の 内 容	機 関 等	非常扱いの通話と同じ	非常扱いの通話と同じ	電 報 の 内 容	機 関 等	船舶内の傷病者の医療について指示を受け又は指示を与えるために必要な事項	船舶と別に定めた病院相互間	他は緊急扱いの通話と同じ	他は緊急扱いの通話と同じ	<p><b>第5章 災害応急対策計画</b>  <b>第2節 災害通信計画</b>  2 電話及び電報の優先利用並びに通信途絶等における措置等 (略)</p> <p>① 非常扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。</p> <table border="1" data-bbox="1122 1061 1966 1460"> <thead> <tr> <th>電 報 の 内 容</th> <th>機 関 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの。</td> <td>気象機関相互間</td> </tr> <tr> <td>2 洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生のおそれがあることの通報又はその警報若しくは予防のため緊急を要する事項</td> <td>水防機関相互間 消防機関相互間 水防・消防機関相互間</td> </tr> <tr> <td>3 災害の予防又は援助のため緊急を要する事項</td> <td>消防機関相互間 災害援助機関相互間 消防・災害救助機関相互間</td> </tr> <tr> <td>4 鉄道その他の交通施設（道路、港湾等を含む）の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項</td> <td>輸送の確保に直接関係がある機関相互間</td> </tr> </tbody> </table>	電 報 の 内 容	機 関 等	1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの。	気象機関相互間	2 洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生のおそれがあることの通報又はその警報若しくは予防のため緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防・消防機関相互間	3 災害の予防又は援助のため緊急を要する事項	消防機関相互間 災害援助機関相互間 消防・災害救助機関相互間	4 鉄道その他の交通施設（道路、港湾等を含む）の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間	<p>NIT 東日本が定めるサービス規約と整合を図るための修正（道の修正に準拠）</p>
電 報 の 内 容	機 関 等																						
非常扱いの通話と同じ	非常扱いの通話と同じ																						
電 報 の 内 容	機 関 等																						
船舶内の傷病者の医療について指示を受け又は指示を与えるために必要な事項	船舶と別に定めた病院相互間																						
他は緊急扱いの通話と同じ	他は緊急扱いの通話と同じ																						
電 報 の 内 容	機 関 等																						
1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの。	気象機関相互間																						
2 洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生のおそれがあることの通報又はその警報若しくは予防のため緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防・消防機関相互間																						
3 災害の予防又は援助のため緊急を要する事項	消防機関相互間 災害援助機関相互間 消防・災害救助機関相互間																						
4 鉄道その他の交通施設（道路、港湾等を含む）の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間																						

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和4年4月)	修 正 案 (令和5年2月)	備 考												
		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1122 185 1615 264">5 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項</td> <td data-bbox="1615 185 1966 264">通信の確保に直接関係がある機関相互間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1122 264 1615 360">6 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項</td> <td data-bbox="1615 264 1966 360">電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1122 360 1615 448">7 秩序の維持のため緊急を要する事項</td> <td data-bbox="1615 360 1966 448">警察機関相互間 防衛機関相互間 警察・防衛機関相互間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1122 448 1615 536">8 災害の予防又は救援のため必要な事項</td> <td data-bbox="1615 448 1966 536">天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある事を知った者と前各欄に掲げる機関との間</td> </tr> </table>	5 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間	6 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間	7 秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関相互間 防衛機関相互間 警察・防衛機関相互間	8 災害の予防又は救援のため必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある事を知った者と前各欄に掲げる機関との間	NIT 東日本が定めるサービス規約と整合を図るための修正（道の修正に準拠）				
5 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間														
6 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間														
7 秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関相互間 防衛機関相互間 警察・防衛機関相互間														
8 災害の予防又は救援のため必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある事を知った者と前各欄に掲げる機関との間														
		<p>② 緊急扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は通達を受ける場合に限り取り扱う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1122 624 1615 663">電 報 の 内 容</th> <th data-bbox="1615 624 1966 663">機 関 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1122 671 1615 823">1 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に関わる事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救助、復旧等に関し、緊急を要する事項</td> <td data-bbox="1615 671 1966 823">(1)非常扱いの電報を取り扱う機関相互間（①の8項に掲げるものを除く） (2)緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と（1）の機関との間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1122 831 1615 935">2 治安の維持のための緊急を要する事項</td> <td data-bbox="1615 831 1966 935">(1) 警察機関相互間 (2) 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と、警察機関との間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1122 943 1615 1015">3 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの</td> <td data-bbox="1615 943 1966 1015">新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1122 1023 1615 1094">4 船舶内の傷病者の医療について指示を受け又は指示を与えるために必要な事項</td> <td data-bbox="1615 1023 1966 1094">船舶と別に定めた病院相互間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1122 1102 1615 1318">5 水道、ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項</td> <td data-bbox="1615 1102 1966 1318">(1) 水道、ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (3) 国又は地方公共団体（①の表、本票1～5（2）に掲げるものを除く）相互間</td> </tr> </tbody> </table>	電 報 の 内 容	機 関 等	1 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に関わる事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救助、復旧等に関し、緊急を要する事項	(1)非常扱いの電報を取り扱う機関相互間（①の8項に掲げるものを除く） (2)緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と（1）の機関との間	2 治安の維持のための緊急を要する事項	(1) 警察機関相互間 (2) 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と、警察機関との間	3 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間	4 船舶内の傷病者の医療について指示を受け又は指示を与えるために必要な事項	船舶と別に定めた病院相互間	5 水道、ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	(1) 水道、ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (3) 国又は地方公共団体（①の表、本票1～5（2）に掲げるものを除く）相互間	
電 報 の 内 容	機 関 等														
1 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に関わる事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救助、復旧等に関し、緊急を要する事項	(1)非常扱いの電報を取り扱う機関相互間（①の8項に掲げるものを除く） (2)緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と（1）の機関との間														
2 治安の維持のための緊急を要する事項	(1) 警察機関相互間 (2) 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と、警察機関との間														
3 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間														
4 船舶内の傷病者の医療について指示を受け又は指示を与えるために必要な事項	船舶と別に定めた病院相互間														
5 水道、ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	(1) 水道、ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (3) 国又は地方公共団体（①の表、本票1～5（2）に掲げるものを除く）相互間														

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和4年4月)	修 正 案 (令和5年2月)	備 考
P129	<p>第3節 災害広報・情報提供計画</p> <p>7 安否情報の提供</p> <p>(略)</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>第3節 災害広報・情報提供計画</p> <p>7 安否情報の提供</p> <p>(略)</p> <p><u>(3) 災害時の氏名等の公表</u></p> <p><u>ア 北海道</u></p> <p><u>道は、道民の安全・安心の確保に資するため、氏名等の公表が救出・救助活動に資する場合に、別に定める「災害時の氏名等の公表取扱方針」に従い、災害時の氏名等の公表について対応するものとする。</u></p> <p><u>イ 帯広市</u></p> <p><u>市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。</u></p>	<p>防災基本計画の修正を踏まえ、災害時の氏名等の公表について、道が「災害時の氏名等の公表取扱方針」に従うことを明記したことに伴う記載の追加</p>
P135	<p>第5節 避難対策計画</p> <p>1 避難実施責任者及び措置内容</p> <p>風水害、火災等の災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要があると認められるときは、避難実施責任者は、次により避難指示等を発令する。</p> <p>特に、市は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示のほか、災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を<u>発令</u>する必要がある。</p> <p>なお、避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間や暴風警報発表時に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>P136 2 避難措置における連絡及び協力等</p> <p>(2) 市は、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うに際して、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有している地方気象台、河川事務所等、国や道の関係機関から、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができるものとする。</p> <p>また、市は、避難指示等を発令する際に必要な助言を求めることができよう、国や道の関係機関との間でホットラインを構築するなど、災害時における連絡体制を整備するよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>5 指示伝達事項</p> <p>(略)</p> <p>(6) 注意事項</p> <p>(略)</p> <p>キ 会社、工場にあっては、浸水その他の被害による油脂類の流出防止、薬品、電気、ガス等の保安措置を講ずること。</p>	<p>第5節 避難対策計画</p> <p>1 避難実施責任者及び措置内容</p> <p>風水害、火災等の災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要があると認められるときは、避難実施責任者は、次により避難指示等を発令する。</p> <p>特に、市は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示のほか、災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を<u>伝達</u>する必要がある。</p> <p>なお、避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間や暴風警報発表時に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 避難措置における連絡及び協力等</p> <p>(2) 市は、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うに際して、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有している地方気象台、河川事務所等、国や道の関係機関から、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができるものとする。</p> <p>また、市は、避難指示等を発令する際に必要な助言を求めることができよう、国や道の関係機関との間でホットラインを構築するなど、災害時における連絡体制を整備するよう努める。</p> <p><u>さらに、市は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>5 指示伝達事項</p> <p>(略)</p> <p>(6) 注意事項</p> <p>(略)</p> <p>キ 会社、工場にあっては、浸水その他の被害による油脂類の流出防止、薬品、電気、ガス等の保安措置を講ずること。</p>	<p>防災基本計画の修正を踏まえた修正（道の修正に準拠）</p> <p>防災基本計画の修正を踏まえた修正（道の修正に準拠）</p>

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和4年4月)	修 正 案 (令和5年2月)	備 考																		
P138	<p>(表の追加)</p>	<table border="1" data-bbox="1131 204 1984 627"> <thead> <tr> <th data-bbox="1131 204 1328 268">警戒レベル</th> <th data-bbox="1328 204 1711 268">住民がとるべき行動</th> <th data-bbox="1711 204 1984 268">住民に行動を促す情報 避難情報等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1131 268 1328 347">警戒レベル5</td> <td data-bbox="1328 268 1711 347">指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。</td> <td data-bbox="1711 268 1984 347">緊急安全確保 ※必ず発令される情報ではない</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 347 1328 411">警戒レベル4</td> <td data-bbox="1328 347 1711 411">危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</td> <td data-bbox="1711 347 1984 411">避難指示</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 411 1328 563">警戒レベル3</td> <td data-bbox="1328 411 1711 563">・高齢者等は危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。</td> <td data-bbox="1711 411 1984 563">高齢者等避難</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 563 1328 595">警戒レベル2</td> <td data-bbox="1328 563 1711 595">災害に備え自らの避難行動を確認する。</td> <td data-bbox="1711 563 1984 595">大雨・洪水注意報</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 595 1328 627">警戒レベル1</td> <td data-bbox="1328 595 1711 627">災害への心構えを高める。</td> <td data-bbox="1711 595 1984 627">早期注意情報</td> </tr> </tbody> </table>	警戒レベル	住民がとるべき行動	住民に行動を促す情報 避難情報等	警戒レベル5	指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。	緊急安全確保 ※必ず発令される情報ではない	警戒レベル4	危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。	避難指示	警戒レベル3	・高齢者等は危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。	高齢者等避難	警戒レベル2	災害に備え自らの避難行動を確認する。	大雨・洪水注意報	警戒レベル1	災害への心構えを高める。	早期注意情報	<p>記載の追加 (道のチェックリストによる)</p>
警戒レベル	住民がとるべき行動	住民に行動を促す情報 避難情報等																			
警戒レベル5	指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。	緊急安全確保 ※必ず発令される情報ではない																			
警戒レベル4	危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。	避難指示																			
警戒レベル3	・高齢者等は危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。	高齢者等避難																			
警戒レベル2	災害に備え自らの避難行動を確認する。	大雨・洪水注意報																			
警戒レベル1	災害への心構えを高める。	早期注意情報																			
P139	<p>9 避難所の開設 (1) 市は、災害時に必要に応じ、洪水、土砂災害等の危険性を十分配慮し避難所を開設するとともに、住民等に周知徹底を図るものとする。また、災害時要援護者のため、必要に応じて福祉避難所を開設するものとする。 必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。</p> <p>(略)</p> <p>9 避難所の開設 (1) 市は、災害時に必要に応じ、洪水、土砂災害等の危険性を十分配慮し避難所を開設するとともに、住民等に周知徹底を図るものとする。また、災害時要援護者のため、必要に応じて福祉避難所を開設するものとする。 必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。 <u>避難所が不足する場合には、国や独立行政法人が所有する研修施設やホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生状況等に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を借り上げる等、多様な避難所を確保し、避難支援に努めるとともに、災害時要援護者が災害時に速やかに避難することができる支援体制の確立に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>10 避難所の運営管理等 (略)</p> <p>(2) 運営管理者は、<u>市民福祉部</u>及び当該施設の管理者との連絡並びに避難者の収容等にあたるとともに、関係部長と緊密な連絡を保ちその運営にあたるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>9 避難所の開設 (1) 市は、災害時に必要に応じ、洪水、土砂災害等の危険性を十分配慮し避難所を開設するとともに、住民等に周知徹底を図るものとする。また、災害時要援護者のため、必要に応じて福祉避難所を開設するものとする。 必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。 <u>避難所が不足する場合には、国や独立行政法人が所有する研修施設やホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生状況等に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を借り上げる等、多様な避難所を確保し、避難支援に努めるとともに、災害時要援護者が災害時に速やかに避難することができる支援体制の確立に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>10 避難所の運営管理等 (略)</p> <p>(2) 運営管理者は、<u>災害対策本部</u>及び当該施設の管理者との連絡並びに避難者の収容等にあたるとともに、関係部長と緊密な連絡を保ちその運営にあたるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>記載の追加 (道のチェックリストによる)</p> <p>記載の修正</p>																		
P142	<p>12 道（十勝総合振興局）に対する報告 (1) 避難の勧告、指示を市長等が発令したときは、次の事項を記録するとともに十勝総合振興局長に報告するものとする。（市長以外の者が発令したときは、市長を経由して報告すること。）</p> <p>(略)</p>	<p>12 道（十勝総合振興局）に対する報告 (1) 避難指示を市長等が発令したときは、次の事項を記録するとともに十勝総合振興局長に報告するものとする。（市長以外の者が発令したときは、市長を経由して報告すること。）</p> <p>(略)</p>	<p>災害対策基本法の改正（R3.5）に伴う記載の削除</p>																		

帯広市地域防災計画（一般災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和4年4月)	修 正 案 (令和5年2月)	備 考
P149	<p>第8節 交通応急対策計画</p> <p>(略)</p> <p>3 緊急輸送のための交通規制</p> <p>(2) 緊急通行車両の確認手続</p> <p>エ 緊急通行車両</p> <p>(ア) 緊急通行車両は、災害対策基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される車両で、次の事項について行うものとする。</p> <p>a 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項</p>	<p>第8節 交通応急対策計画</p> <p>(略)</p> <p>3 緊急輸送のための交通規制</p> <p>(2) 緊急通行車両の確認手続</p> <p>エ 緊急通行車両</p> <p>(ア) 緊急通行車両は、災害対策基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される車両で、次の事項について行うものとする。</p> <p>a 警報の発令及び伝達並びに避難指示に関する事項</p>	<p>災害対策基本法の改正 (R3.5) に伴う記載の削除</p>
P193	<p>第23節 住宅対策計画</p> <p>2 実施の方法</p> <p>(1) 避難所の設置</p> <p>市長は、必要により住家が被害を受け、居住の場所を失った者を収容保護するため、本章第4節の避難対策計画に定めるところにより、避難所を開設するものとする。</p> <p>(2) 応急仮設住宅</p> <p>ア 入居対象者</p> <p>原則として、住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を確保できないものとする。</p> <p>(略)</p> <p>オ 規模及び構造、存続期間</p> <p>(ア) <del>応急仮設住宅の標準規模は、1戸につき29.7㎡を基準とする。</del></p> <p><del>(イ) 構造は、原則として軽量鉄骨組立方式</del>による2～6連戸以下の連続建て若しくは共同建てとし、<del>その仕様は、「応急仮設住宅仕様基準」のとおりとする。</del>ただし、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建て又は木造住宅により実施する。</p> <p><del>(ウ) 応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事を完了した後、3箇月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2年以内とすることができる。</del></p> <p>ただし、特定非常災害の被害者の権利利益の保全を図るための特別措置に関する法律に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、さらに、期間を延長することができる。</p> <p><del>(エ) 維持管理</del></p> <p>知事が設置した場合、その維持管理は、知事から委任を受けた市長が管理する。また、市が設置したものについては、市が管理を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>第24節 住宅対策計画</p> <p>2 実施の方法</p> <p>(1) 避難所の設置</p> <p>市長は、必要により住宅が被害を受け、居住の場所を失った者を収容保護するため、本章第4節の避難対策計画に定めるところにより、避難所を開設するものとする。</p> <p>(2) 応急仮設住宅</p> <p>ア 入居対象者</p> <p>原則として、住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住宅がない者であって、自らの資力では住宅を確保できない者とする。</p> <p>(略)</p> <p>オ 規模及び構造、存続期間</p> <p>(ア) 建設型応急住宅は、原則として軽量鉄骨組立方式又は木造により、2～6戸の連続建て又は共同建てとし、北海道の気候に適した仕様とする。</p> <p>ただし、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建てにより実施する。</p> <p>(イ) 応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事を完了した後、3箇月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2年以内とすることができる。</p> <p>ただし、特定非常災害の被害者の権利利益の保全を図るための特別措置に関する法律に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、さらに、期間を延長することができる。</p> <p>(ウ) 維持管理</p> <p>知事が設置した場合、その維持管理は、知事から委任を受けた市長が管理する。また、市が設置したものについては、市が管理を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>記載の修正（道の修正に準拠）</p>
P194	<p>(3) 住宅の応急修理</p> <p>ア 対象者</p> <p>災害により住宅が半壊、半焼し、又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理することができない者であること。また、大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者。</p>	<p>(3) 住宅の応急修理</p> <p>ア 対象者</p> <p>災害により住宅が半壊、半焼し、又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理することができない者であること。また、大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者。</p>	



